

第 1 8 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録
(決 算 特 別 委 員 会)

平成 20 年 8 月 29 日 開 会
平成 20 年 9 月 4 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 18 回南部町議会 決算特別委員会会議録目次

第 1 号 (8月29日)

出席委員	1
欠席委員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
臨時委員長紹介	3
開会及び開議の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	5
散会の宣告	5

第 2 号 (9月4日)

出席委員	7
欠席委員	7
説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため出席した者の職氏名	8
開議の宣告	9
代表監査委員の審査意見報告	9
議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	63

議案第 8 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
議案第 8 2 号から議案第 8 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
議案第 8 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
議案第 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
議案第 8 8 号から議案第 9 2 号の上程、質疑、討論、採決	8 7
閉会の宣告	8 9
署名	9 1

南部町議会決算特別委員会会議録（第1号）

平成20年8月29日（金）

出席委員（19名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	19番	西塚芳弥君
20番	佐々木由治君		

欠席委員（1名）

18番 東寿一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	赤石武城君
副町長	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
総務課管理監	小萩沢孝一君	企画調整課長	奥瀬敬君
財政課長	堀内富士夫君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	中野雅司君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	小野寺直和君	農林課長	岩館茂好君
農村交流推進課長	小笠原覚君	商工観光課長	大久保均君
建設課長	西野耕太郎君	会計管理者	坂本與志美君
名川病院事務長	坂本好孝君	老健なんぶ事務長	神山不二彦君
市場長	堀内誠悦君	教育長	角濱清輝君

学 務 課 長 庭 田 卓 夫 君 社会教育課長 佐々木 博 美 君
農業委員会事務局長 坂 本 勝 君 代表監査委員 鈴 木 聰 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 立 花 和 則 主 幹 板 垣 悦 子
総 括 主 査 岩 間 孝 幸

○事務局長（立花和則君） 先ほどの本会議において設置されました決算特別委員会を開会いたします。

臨時委員長紹介

○事務局長（立花和則君） 委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が臨時の委員長を務めることになっております。

出席委員の中で西塚芳弥委員が年長委員でありますので、ご紹介を申し上げます。西塚芳弥委員は臨時委員長席の方へお願いします。

（臨時委員長 西塚芳弥君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（西塚芳弥君） ただいま紹介いただきました西塚芳弥でございます。座ってやらせていただきます。

本日招集されました決算特別委員会の開会に当たり、委員会条例第10条第2項の規定によって、私が臨時に委員長の職務を行うことになりました。委員長が互選されるまでの限られた時間ではございますが、各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと思っております。何とぞ格段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

開会及び開議の宣告

○臨時委員長（西塚芳弥君） ただいまの出席委員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

（午前10時54分）

委員長の互選

○臨時委員長（西塚芳弥君） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員である私が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、年長委員である私が指名することに決定いたしました。

指名いたします。決算特別委員長に河門前正彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました河門前正彦君が決算特別委員長に選任することにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長に河門前正彦君が選任されました。

ただいま決算特別委員長に選任されました河門前正彦君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

以上をもちまして私の職務は終わりました。

委員長と交代いたします。ご協力まことにありがとうございました。河門前正彦君、委員長席にご着席をお願い申し上げます。

(河門前正彦君 委員長席に着く)

○委員長(河門前正彦君) ただいま決算特別委員長に選任をされました河門前正彦でございます。何分にもふなれなもので、皆様のご指導、ご協力をいただきながら務めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

副委員長の互選

○委員長（河門前正彦君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は小職委員長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、小職が指名することに決定いたしました。

指名をいたします。決算特別委員会副委員長に工藤幸子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました工藤幸子君を決算特別委員会副委員長に選任することにございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会副委員長に工藤幸子君が選任されました。

ただいま決算特別委員会副委員長に選任されました工藤幸子君が本委員会に出席をされておりますので、本席から当選の告知をいたします。

散会の宣告

○委員長（河門前正彦君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(河門前正彦君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決しました。

なお、来る9月4日は、午前10時から本委員会を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時03分)

南部町議会決算特別委員会会議録（第2号）

平成20年9月4日（木）

出席委員（20名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君	20番	佐々木由治君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	赤石武城君
副町長	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
総務課管理監	小萩沢孝一君	企画調整課長	奥瀬敬君
財政課長	堀内富士夫君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	中野雅司君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	小野寺直和君	農林課長	岩館茂好君
農村交流推進課長	小笠原覚君	商工観光課長	大久保均君
建設課長	西野耕太郎君	会計管理者	坂本與志美君
名川病院事務長	坂本好孝君	老健なんぶ事務長	神山不二彦君
市場長	堀内誠悦君	教育長	角濱清輝君
学務課長	庭田卓夫君	社会教育課長	佐々木博美君

農業委員会事務局長 坂本 勝君 代表監査委員 鈴木 聰君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 立花 和則 主 幹 板垣 悦子

総括主査 岩間 孝幸

開議の宣告

○委員長（河門前正彦君） ただいまの出席委員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を再会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

○委員長（河門前正彦君） 本委員会に付託されました事件は、議案第73号から議案第92号までの平成19年度南部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について20件を一括議題といたします。

代表監査委員の審査意見報告

○委員長（河門前正彦君） ここで代表監査委員から決算審査の意見を求めます。鈴木聰君。

（代表監査委員 鈴木聰君 登壇）

○代表監査委員（鈴木聰君） 平成19年度南部町各会計歳入歳出決算等の審査結果をご報告申し上げます。

決算における審査対象は、平成19年4月から平成20年3月までの各会計の決算であります。審査の期間は、平成20年8月4日、5日、6日、8日の4日間実施いたしました。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているか、その内容及び計数が関係諸帳簿、証拠書類と符合し、かつ適正であるか等に主眼を置いて実施いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成20年4月1日に施行されたことに伴い、平成19年度南部町の財政健全化判断比率・資金不足比率並びにそれぞれの算定基礎となる事項を記載した書類についても審査いたしました。

それでは、本日の決算特別委員会の審査に当たり、決算等の概要及び意見を申し上げます。

一般会計は歳入総額101億4,560万3,000円、歳出総額99億896万6,000円で、歳入歳出差引額は2億3,663万7,000円の黒字であります。翌年度へ繰り越すべき一般財源が1,676万円であり、実質収支額は2億1,987万7,000円となり、そのうち減債基金へ1億円、財政調整基金へ1,900万円を積み立てしております。

歳入における収入未済額は、町民税、固定資産税、住宅使用料が特に多く、このことは善良なる納税者、負担義務者との不均衡が生ずることとなりますので、収納状況等を定期的にチェックするなど滞納の解消に最大限の努力をお願いするところでございます。また、不納欠損についても、安易な処理にとどまらず、厳しい対応を求めるものであります。

歳出は、決算額と予算額の比較差が2億3,897万74円であり、翌年度繰越額1,727万5,000円を除いた実質の不用額は2億2,169万5,074円であり、実質の予算執行率は97.8%となっております。基金の運用状況は、全般的に順当な運用管理がなされております。平成19年度末の現金現在高は、18年度末に比較して1億3,122万9,000円の増となっております。

次に、特別会計でございますが、各特別会計歳入総額123億7,478万円、歳出総額121億8,000万円で、歳入歳出差引総額1億9,478万円となり、堅実な予算執行により黒字決算となっております。また、国民健康保険名川病院事業会計につきましても、収益的収支において黒字決算となっており、収入面、支出面においても経営の健全化が図られて適正に予算執行されております。

なお、国保、介護保険、農業集落排水事業及び町営市場の収入未済額については、徴収計画を再吟味し、未納解消に期待するものであります。

全会計決算の詳細につきましては、皆様のお手元に配布しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

決算審査の結果につきまして、審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められました。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う平成19年度南部町財政健全化判断比率、及び公営企業会計における資金不足比率、並びにそれぞれの算定基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められました。当該年度においては、緊縮財政にもかかわらず全般的に経費節減に取り組んでおり、町当局の努力を評価するものであります。

今後とも行財政運営にあたっては、合理化、効率化に努め、財政基盤を強化し、町民サービスの一層の向上を図られるようご期待を申し上げまして、平成19年度各会計歳入歳出決算審査及び

財政健全化判断比率に関する報告を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 代表監査委員の報告が終わりました。

議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第73号、平成19年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について歳入歳出決算を一括して説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（坂本與志美君） おはようございます。それでは、私から議案第73号、平成19年度南部町一般会計歳入歳出決算につきまして、お手元にご配付いたしました表紙を含めまして3枚物の資料に基づきまして、その概要をご説明申し上げます。

1ページをごらんください。まず、最後の行の歳入合計欄であります。予算現額101億4,793万6,000円、調定額103億5,968万6,716円に対し収入済額は101億4,560万3,555円であり、不納欠損額は1,597万6,960円、収入未済額は1億9,810万6,201円となり、予算現額と収入済額との比較では、233万2,445円の減となり、歳入全体の執行率は、99.98%となりました。

前年度との比較におきましては、町民税、合併市町村補助金、合併支援特別交付金等の収入増により、2.62%の増となっております。

それでは、歳入で主なものにつきましてご説明いたします。

まず、1款町税であります。予算現額14億8,001万8,000円、構成比率は、14.58%であります。調定額の16億8,775万3,317円に対し、収入済額は14億9,589万6,491円となり、その内訳は町民税の5億6,671万7,899円、固定資産税7億7,430万7,084円、軽自動車税4,587万4,418円、市町村たばこ税1億899万7,090円であり、不納欠損額は1,597万6,960円、収入未済額は1億7,587万9,866円であります。その執行率は101.07%となっております。

次に、9款地方交付税であります。予算現額50億1,432万8,000円、構成比率は49.41%であり、収入済額は50億1,432万8,000円で、執行率は100.00%となっております。

11款分担金及び負担金であります。予算現額9,291万7,000円、調定額の1億704万642円に対し、収入済額は9,830万8,707円となり、主なものは児童福祉費負担金であります。収入未済額の

873万1,935円は保育料であり、執行率は105.8%となっております。

12款使用料及び手数料であります。予算現額 1 億265万9,000円、調定額の 1 億2,291万4,702円に対し、収入済額は 1 億1,062万302円となり、主なものは町営住宅使用料、排水施設使用料となっております。収入未済額の1,229万4,400円は、主に町営住宅使用料であります。執行率は107.76%となっております。

13款国庫支出金であります。予算現額 7 億4,746万1,000円、構成比率は7.37%であり、収入済額は 7 億2,157万9,628円となり、主なものは障害者自立支援給付費負担金、公営住宅整備事業補助金、合併市町村補助金であり、執行率は96.54%となっております。

次に、14款県支出金であります。予算現額 6 億5,059万8,000円、構成比率は6.41%であり、収入済額は 6 億2,842万2,439円となり、主なものは保険基盤安定負担金、市町村合併支援特別交付金であり、執行率は96.59%となっております。

次に、19款諸収入であります。予算現額 2 億1,329万4,000円、調定額の 2 億3,326万9,093円に対し、収入済額は 2 億3,206万9,093円となり、主なものは交付税再配分、原子燃料サイクル事業推進特別事業助成金であります。収入未済額の120万円は奨学資金貸付金であります。執行率は108.8%となっております。

20款町債であります。予算現額10億440万円、構成比率は9.9%であり、収入済額は10億200万円となり、主なものは地域振興基金造成債、町道整備事業債、ふるさと運動公園整備事業債であります。執行率は99.76%となっております。

続きまして、2 ページをごらんください。歳出であります。

まず、最後の行の歳出合計欄であります。予算現額101億4,793万6,000円に対し、支出済額は99億896万5,926円で、翌年度への繰越額は1,727万5,000円であり、不用額は 2 億2,169万5,074円、予算現額と支出済額との比較では 2 億3,897万74円の減となり、歳出全体の執行率は97.65%となっております。前年度との比較におきましては、災害復旧費、町債繰上償還等により3.06%の増となっております。実質収支に関しては欄外となっておりますが、 の歳入歳出差引残額は 2 億3,663万7,629円、そのうち、 の翌年度へ繰り越す繰越明許費繰越額の一般財源の額は1,676万円で、 の実質収支額は、 2 億1,987万7,629円となり、うち、 の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額は 1 億1,900万円で、その内訳は、財政調整基金へ1,900万円、減債基金へ 1 億円を積み立てております。以上により、 の翌年度への実質の繰越額は、 1 億87万7,629円となります。

それでは、歳出で主なもの及び翌年度への繰越額のある項目についてご説明いたします。

2 款総務費であります。予算現額17億5,173万6,000円に対し、支出済額は17億253万8,869円で、主なものは戸籍電算化整備費、税システム整備費、県議会議員・県知事・町議会議員選挙費であります。不用額は4,919万7,131円となり、執行率は97.19%となっております。

3 款民生費であります。予算現額20億9,993万7,000円に対し、支出済額は20億3,894万5,433円で、主なものは障害者福祉扶助費、児童手当、保育所広域入所運営費であります。翌年度への明許繰越額は、地域福祉計画策定事業の63万円となっております。不用額は6,036万1,567円となり、執行率は97.1%となっております。

4 款衛生費であります。予算現額 9 億8,540万4,000円に対し、支出済額は 9 億7,602万396円で、主なものは住民健診委託費、ゴミ収集運搬委託費、一部事務組合への負担金であります。不用額は938万3,604円となり、執行率は99.05%となっております。

8 款土木費であります。予算現額 6 億4,000万5,000円に対し、支出済額は 6 億1,294万7,368円で、主なものは道路改良工事費、第 2 苫米地駅前団地整備費、旧南部公民館解体工事費であります。不用額は2,705万7,632円となり、執行率95.77%となっております。

次に、10款教育費であります。予算現額11億677万円に対し、支出済額は10億6,278万3,805円で、主なものはふるさと運動公園整備費であります。翌年度への明許繰越額は、アイスアリーナ改修事業費の1,564万5,000円となっております。不用額は2,834万1,195円となり、執行率は96.03%となっております。

11款災害復旧費であります。予算現額 2 億1,789万2,000円に対し、支出済額 1 億9,594万5,831円で、翌年度への明許繰越額は、農林水産業施設災害復旧費の100万円であります。不用額は2,094万6,169円となり、執行率は89.93%となっております。

12款公債費であります。予算現額20億4,838万1,000円に対し、支出済額は20億4,610万4,702円で、不用額は227万6,298円となり、執行率は99.89%となっております。

また、財産に関する調書であります。別にご配布の平成19年度南部町決算書の149ページから154ページまで掲載しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、決算書各項目の詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長から説明申し上げます。

以上、簡単ではありますが、平成19年度南部町一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（河門前正彦君） 一般会計決算の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、歳入は一括で質問を受けます。歳出は、1 款から13款まで各款ご

とに順次質問を受けます。質問される方は、挙手と同時に議席番号を告げて質問する決算書、または決算資料のページを述べてから質問をお願いいたします。質疑及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、各特別会計決算につきましては、歳入歳出一括で質問を受けますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に一般会計決算の歳入について質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、ページといたしましては、16から17ページにかけて、11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金584万5,300円についてであります。行政報告書、この11ページに、放課後児童健全育成事業による学童保育、名川なかよしクラブ、南部児童クラブ、福地学童クラブなど詳細が書かれておりますが、私がここで質問したいことは、まず、初めに各地区で学童保育が行われるようになり、大変喜んでおります。これからも、学童保育充実のために、いろいろご努力願いたいと思います。

さて、各クラブ名は書いてあるのですが、各学童保育の受け入れ態勢、まず、何時に始まって何時に終わるのか。夏休みとか冬休みなどどのような体制になっておるのでしょうか。また、働いている方の身分保障はどうなっていますか。まず、第1点質問いたします。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 12款の学童保育等についてということですが、この学童保育の歳入につきましては、雑入の方に入っておりますので、後ほどご説明したいと思います。

学童保育の受け入れ態勢というところで、初めにお答えします。向児童クラブは、平成19年度は42名、それから南部児童クラブは21名、名久井なかよしクラブは40名、剣吉なかよしクラブは58名、鳥谷なかよしクラブは8名、福地中学校区なかよしクラブは40名、杉沢中学校学区は16名と、合計225名の児童を受け入れておりました。これに対しまして、児童厚生員は向児童館は2名、原則2名ですけれども、剣吉なかよしクラブは児童数が多いものですから3名と、あとは、基本的には児童厚生員は2名という体制でやっております。身分につきましては、臨時職員という身分で雇用しております。

それからあとは、時間等になっておりますが、平日は下校時から概ね3時という時間を設定し

ておりますが、下校時から午後6時30分まで。土曜日、休日、長期休業につきましては、午前8時15分から午後6時30分までということになっております。

なお、保護者からの連絡等があれば、お迎えに来るまで預かっているという体制はとっております。7カ所の職員は14名という形です。

歳入につきましては、35ページになります。35ページの雑入で、右の備考欄の中段のあたりに学童保育料ということで15万5,500円と。これは歳出で、歳入ですね、失礼しました。歳入は17ページの方で、先ほど申し上げたのは、保険料の歳出の方でありました。17ページの学童保育保護者負担金584万5,300円という数字になります。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今、説明いただきましたが、私は平日の開設時間について私が調べたところは、平日は下校時から午後6時30分まで、土曜日、学校が休校、長期休みの場合は、午前8時15分から午後6時までとなっておりますが、それで平日と土曜日、学校が休校の時などの時間の開設時間について、開設というのは開始時間について、保育所に預けている時は、7時とか7時半などから受け入れ態勢が整ってございましたが、学童保育の場合、この長期休みの時ですが、午前8時15分ということになりますと、子供を外に待たせて、開設時間まで1人でおくというケースもあります。それで、学童保育が開設されるまで10年近くもかかって開設されたことには大変感謝しておりますが、内容がいくらかずつでも、共働きの世帯には合わない長期休みの受け入れということで、大変苦労されているという声が聞かれておりますので、また、お迎えの時間は、平日は6時半、先ほど、長期休みも6時半とおっしゃったか。あと、連絡があればお願いできるということですが、なかなか統一されていないようですので、そこを改善できるものなのかどうか。これから予算を組まれると思いますので、ぜひ、改善していただきたいと考えています。

あと、これは利用料として、おやつ代として、月額2,300円ということなのですが、学校を休まなくても学童を休む場合に、親の気持ちとしては、おやつ代として支払っているわけですから、顔を出した時に今日のおやつはこれですよというようなことで、お渡しされているものなのかどうか。統一されていないところがあります。こういうおやつ代ひとつにとっても、自分が利用料として支払っているわけですので、子供が顔を出した場合はきちんと渡すべきではないか。統一されていないところがありますので、こういうところからも自治体の姿勢ということが厳しく見

られている世の中になってきておりますので、統一されるように改善としての質問をしたいと思
いますがいかがでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

休日の時間につきましては、午前 8 時15分から午後 6 時30分と。お迎えの時間は平日と同じに
なっております。

また、2,300円のおやつ代ということは、おやつ代そのものは、保護者等と話し合いして決め
た額となっております。突然の欠席で、そのおやつを持ち帰りしていただくということになりま
すと、近隣の児童等があればそれに対応はできるかもしれませんが、今、食の安全ということで、
途中で危険が伴う場合もあるということで、あまりお持ち帰りさせてやるのはいかがなものかと
考えております。

時間については、休日の 8 時15分というものも保護者との話し合いで一応決めておりますが、
8 時15分に開園するという形以前に職員は出て行って、児童がいると中に入れていたという情報
は確認しておりますので、今後早い時間を希望する方々が多ければ、それも検討していきたいと
は思いますが、今現在は 8 時15分という対応でしていきます。休日の時間を早くすると、児童も
通常の学校に出る時間で早起しななければならないということも配慮した時間ということをお
伺いしておりますので、保護者の要望等を勘案して考えたいと思います。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番(立花寛子君) 改善していただけるような答弁がありましたのは、良かったと思います。

それで、私が先ほどから開設時間を一生懸命確認しているのは、新年度の学童保育クラブ入会
児童の募集については、午後 6 時まで、新年度から 30分遅くなったのかどうか、改善されたのか
どうかご確認したいと思います。

それから、先ほどのおよつのでございますが、食の安全ということも大事でしょうけれども、
そういうのであればいろいろ考慮して、その情報を利用者の皆さんに統一することも必要ではな
いかなあと思いますので。これは入った当時はちゃんとおよつをいただいていたのに、顔を出し

て早く帰った場合におやつをいただいていたのに、急に、もうおやつは渡せなくなったんですよという話がありますので、統一されていないで利用者に不信をもたれては、役場としても大変困ることではないかなあとと思ひまして、その内容をご確認していただきたいと思ひます。

それから、前にも働いている皆さんの労働条件について発言したかと思ひますが、臨時職員ということではなくて、正規に働ける、安心して働ける場として、特に、公の施設に準ずるということでは働いていると思ひますので、そういう重要な仕事場で臨時ということはいかがでしょうか。情熱をもって、また専門性の高い職場ということも要求されているところでもありますので、臨時職員ではなく、正規に勤められるように改善していただきたいと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 初めに時間の、開設時間についてですが、19年度、20年度も同じ時間の開設時間となっております。

それから、おやつの持ち帰りにつきましては、事前に休みを届けている児童につきましては、おやつを減らしているという状況がございます。持ち帰りについては再度確認し、改善したいと思っております。

それから、身分につきましては、先日の総務課長の答弁にもございましたが、身分は臨時ではございますが、資格によって賃金の格差はついております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 先ほどの開設時間の件ですが、学校では7時とか7時半に、平日は先生方が受け入れておるんですが、長期休みの場合は8時15分でなければ開きませんよということが児童の方に統一されていますので、早く行って受け入れられるということは統一されていないようですので、この点を改善できるように情報をつかんでいただいて、8時15分からではなく、平日の学校の受け入れに近い状態で改善されることを要求して質問は終わります。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 13ページ、17ページ、19ページを見ますと、収入未済額と言いますか、入るべきお金が入って来ないというのが大分あって、監査委員の意見もあるわけですが、現在この町の収納率と言いますか、昔、福地村というのが一時、村税の収納率が県下一番というのが何年かあったことがあるんですけども、周辺の自治体と比較して、現在どういう状況なのか。

また、なかなかこれはない人から取るというのは大変なわけですけども、他の周辺の自治体で参考にすべきような施策というか、収入未済額を少なくする特効薬みたいなものはないと思うんですけども、考えていることがあればちょっと説明いただきたいと思いたくんですけども。

○委員長（河門前正彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） まず、周辺自治体との比較でございますけども、合併している市町村におきましてはどうしても範囲が広くなりまして、収納率が低下している状態でございます。したがってですね、三戸郡下では、当町はやっぱり合併していない所よりは低くなっていると、そういう状況でございます。

あと、参考にすべき対策と申しますと、どこでも同じですけども、先般、一般質問でありましたコンビニ収納というのがありましたけども、それらは費用対効果もありますし、今、今年度試行的に考えているのはですね、県と併任辞令を出して、県の職員も市町村に来て徴収をするという、そういうふうな形で、今進んでおります。そういう状況でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 先ほどの工藤議員の質問に関連して、伺いたいことがあるんですけども、ちょっとネットをちらちら見てますとですね、国民健康保険ですとか住民税でしたか、そういったものまでもがなんかですね、年金から天引きだとかですね、そういった体制に移るとか、これはそういうことなのかなというその記事を見たりするんですけども、収納率を上げなくてはならないというのは大事なことなんでしょうが、あんまり天引き天引きっていうふうな方向に走るのもいかなものかなと私はゆゆしく考えていますが、そういう国の方針というのは出ているのでしょうか。どういうものでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 特別徴収につきましては税法で定められておまして、国では法律が定められて、21年度から住民税についてはやるという、そういうふうになっております。だから、法に反してやるわけにはいかないというところがありまして。ただ、経費、システム改修がいろいろかかるので、小規模の自治体では費用対効果を考えると全く効果がないみたいです。

ただし、法で定められて、自治省の方で、総務省ですか、交付税措置しているから必ずやれよというふうな、そういう指示がきております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。5番、松本陽一君。

○5番（松本陽一君） 先ほどの町税関係のことに関連したことになりますけれども、町税の中でも、19年度の不納欠損及び収入未済額というふうなのがでてきているわけですが、これについては5年というふうな年数も制限されているようでございますが、あとの収入のいわゆる使用料等について、同じような町税と関連した納付者がいないのかどうか。もし、そういうふうな場合には、金額だけは使用料等については、金額だけはそのまま残っていくわけですが、町税の方では不納欠損している対象者で、使用料の方ではどうしても制度的に行われぬというふうなことであれば、数字がただ繰り越しとなって残っていくのではないかなというふうなことで考えておりますが、その辺のところ。ですから、町税のいわゆる未済が、未収額は何年度からの数字になるのか。それから、使用料は何年度からになるのか。それが、1点。

それから、もう一つは、奨学資金があるわけですが、皆、夢を持って、資金を借りて自分の好きな道へ学んでいきたいというふうなことだと思いますけれども、今のこの状況の中で、非常に就職難というようなこともあって、なのかわかりませんが、償還がいくら残ってきているなというふうなことで見えていたが、その辺のところひとつご説明願えればと思います。お願いします。

○委員長（河門前正彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） まず、町税の未収でございますけれども、5年時効という自治法に

定められている部分があります。それにつきましては、まず、時効中断というのがありまして、差し押さえとか交付要求とか一部納付、それらは時効中断があります。財産がないとか何も無いのは、法定の期限から督促を出して、経過日が10日あって、その日から5年経過すれば欠損される。今年度あがってきてるのは、14年度の賦課のもので、そういった何も手がついてないやつが不納欠損になってます。それ以降の分については、まだ不納欠損されないで残っていると。

ただしですね、地方税法の15条の7によりますと、執行停止かけて3年で不納欠損もできます。それについては、調査してやらなければならないということで、今はまだ14年度の合併以前のもので、時効で処理しているという形でございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。失礼しました。学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 奨学資金についてですが、合わせて120万の未収、収入未済額になっております。そのうち、71万円については、奨学資金貸付金の収入の部分ですが、これ19年度分について7名ほどいらっしゃいます。それから奨学資金貸付収入滞納の繰越金分として49万ありますが、これは3人分ですが、合わせて120万というふうになっております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 町営住宅の滞納繰越分の、使用料の滞納繰越ですけども、収入未済額で約1,017万5,130円ほどありますけども、これは過年度分ということになりますけども、それから現年度分ですと、132万80円という収入未済額がございます。

去年ですね、約145万ほど不納欠損で処分しておりますけども、町営住宅使用料につきましては、町税と違いまして、時効というのをごさいます。去年の不納欠損処分は、要するに、借り入れ申込者が亡くなったとかですね、そういうことで、もうどうしても払えないよというような状態の時にはそういうふうになります。ですから退去をしていただいている方でも、現在でもそうですけども、不納欠損している方ございます。その方には、毎年当然請求はしておりますし、職員が行って、滞納のことについていろいろと相談しながらやっております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて一般会計決算の歳入の質疑を終結いたします。

次に、一般会計決算の歳出の質疑に入ります。1款議会費について質疑を許します。40ページでございます。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて1款議会費の質疑を終結いたします。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

（午前10時53分）

.....
○委員長（河門前正彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時06分）

.....
○委員長（河門前正彦君） 次に、2款総務費について質疑を許します。40ページから65ページです。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて2款総務費の質疑を終結いたします。

次に、3款民生費について質疑を許します。64ページから79ページです。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて3款民生費の質疑を終結いたします。

次に、4款衛生費について質疑を許します。78ページから89ページです。質疑ございませんか。
12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まずページでありますが86から87にかけて、問題、質問は、行政報告書の19ページ、衛生部門における重点施策についての成果、環境衛生部門、1、塵芥処理と、ごみ、可燃ごみ3,806トンとか不燃ごみ356トン、粗大ごみ89トン、資源物431トン、合計4,682トンについての粗大ごみについてであります。

まず初めに、89トンというのは予想されたごみの量からみて、どのように変化されているでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 粗大ごみの89トンが他のごみに比べてどうかということでございますけども、粗大ごみは重いもの、冷蔵庫とかですね、今は洗濯機、テレビ等はこの粗大ごみの中には入りません。早い話、まずたんす類、ベット類とか大きいものですね。そういうもので、そう重量をとるようなものではないということでございます。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 組合の方でもとりあげたのですが、その粗大ごみ収集に関して、こういう粗大ごみ収集処理券、たいした立派な物が年4枚渡されるのですが、この処理券は89トンからみますと、どの位不要といたしますか、どういうふうな状況になっているのか。粗大ごみ収集処理券が不要として利用されていない枚数とか。

あとは今日は決算ですので、この87ページの2項清掃費の1目塵芥処理費の消耗品費の20万5,359円の方に入っているか。もしくは印刷製本費の30万300円の方に使われているか。もしくは違う項目のところであらわされているか。粗大ごみ収集処理券の予算といたしますか、決算といたしますか、それはどのぐらいの数で作られているのかの2点お伺いいたします。

○委員長（河門前正彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） まず、シールでございますけども、これは年に2回2枚ずつということで、すべての方が、というか、かなりの量出していただいているとは認識しておりません。出さない方も、数多くいらっしゃいます。自分で処理なさっている方もあります。

それから、このシールは印刷製本費かということでの、87ページのですね、2項清掃費の中の需用費、11節の需用費、印刷製本費30万300円、この中に含まれております。ただし、シールだけこれで作っているものではございません。他のものも混ぜたこの金額でございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） なぜこれを取り上げたかと言いますと、粗大ごみの収集量自体が年々減ってきておりまして、こういう立派なシールはほとんど捨てられている方が多いという計算が成り立つということを調べましたので、それをいつまでやられているのか。その粗大ごみ収集処理券を使わなくても粗大ごみというふうな紙を貼って、収集場所に出せば事が済むわけですので、そういうふうな予算の削減に努めることも、もうそういう時期にきているんじゃないかなと思いますけれど、いかがでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 直接申し込むというようなケースもございますけども、それは、まず全体での処理量には変わりはありません。ただ、このシールの印刷製本費がですね、それを上回るような無駄な製本費、印刷製本費だとは認識しておりません。やっぱり、出す方もある、期待している方も待っている方もある、中にはあるわけですので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） この粗大ごみ収集に対しても、何年もかかってここまであがって、成果として、成果といいますか、粗大ごみを収集するためにも私自身は努力をしてきましたので、粗大ごみ収集に対して不満を述べているのではありませんので、むしろ良くやっていると、私は感謝している一人ですので。ただその券を、こういうふうな券を、利用される方はもちろんありがたいと思っております。私自身もそう思っておりますし、ですが、使用されないで捨てる券にかかる予算までもったいないという声があるので、それを言いますと、まだ、福地さん

の方、福地地区では有料で500円ということがすぐでてくる、そういうふうにならないように、私はそれはそれとして考えなければなりません、自治体として、粗大ごみの収集は、まだ何年も経っていないわけですよ。もう望んでいた時期の方が多かった。やっていなかった時期の方が多かったのに、やられていることに対しては感謝申し上げますが、この使用されない券も捨てられている、予算がかかっているんだということを、住民の皆さんはここまでかけなくてもいいんじゃないかという声があるからこそ、私は取り上げているのです。

まして、自治体の皆さんも大変苦勞して経費節約であっちこっちの経費も削減して、建物を、ある建物を利用している、自治体も努力しているんですから、こういう予算は無駄じゃないのかなということを話しておきたいと思います。ご配慮ください。終わります。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 塵芥、一部事務組合の負担金についてお伺いしたいんですが、具体的な金額がどうのこうのというのではないんですけれども、去年まで私も塵芥の議員をやらせてもらっておりましたんですが、その時にずっと感じていたのはですね、事務組合の運営自体があまり、構成町村に対して公平ではないんじゃないのかなという印象がずっとあったんですよ。

どういうことかということ、例えば職員の採用に関してみてみますと、なんとも三戸の人ばかりじゃないのかなとか思うようなところがあったりとかですね、採用に関しても、今年の春、1人位の募集があったんでしょうか、そういう採用の基準に関しても、だれがどのように採用を決定するのかとかですね。例えば、ごみの量に応じて負担金を出しているわけですから、それと同じ、構成市町村によって成り立っている一部事務組合なわけですから、例えば、職員の採用に関しても、それはそれなりの人数の割り振り、構成市町村の割り振りがあってしかりじゃないのかなって、素朴な発想としてそう考えるんですね。ですけれども、そうでもない。

一般質問での根市議員の16日のお盆のごみの収集に関してもなんか聞きますと、役場の課の方と事務組合の事務の方との連携がとれているわけではなくて、事後承諾としてという、そういった感じがゆがめないんですよ。

それで、伺いたいのはですね、どういう連携を持ちながら一部事務組合を我々は構成しているのかということとですね、一部事務組合の構成市町村を超えた権限というのはどういったものがあるのかということの説明いただきたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 一部事務組合、塵芥のことですけれども、職員の採用とかそういうところには、環境衛生課長としては口出していいですか、関知しないところでございますけれども、前に、私が名川の時代に町民課でごみのことをやっておりました。当時は、組合が出す工事ですね、それに関しても、指名業者の選定ということで、構成町村の課長が審査にあたりしておったわけでございますけれども、ある時からそういうものもなくなったと。現在も、構成町村の課長会議等の通知等はきてございません。

ただ、環境整備の方はですね、常にそういうふうな指名審査なり、また、別な相談なりということで、構成町村の課長を集めて会議等を開いてございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） たぶんそういうこと、そういう状況なんだと思うんですけども、それならそれで、私等、今はどうなのかわかりませんが、昔からそうだったわけでもなかったような気がするんです。歴代のあそこのなんになるんですか、場長ってということになりますか、おられるわけですが、ある時期からですね、あらゆる多くのことが事後承諾、議会に対しても事後承諾、あそこの議会は議長は三戸さんで、三戸さんでということが年がら年中言われている議会ですから、それを許しておくのも良くなかったのなんでしょうけれども、例えば、もっと公平にやるべきだと思うんですよ。

例えば、なんででしょう。私が先ほど言った職員の採用にしてもそうですし、例えば、受け入れを拒否するごみとかってあるじゃないですか。そういったのはいったいどういう基準で、どういう事情でもって決められて、なんで受け入れができないんですか。家電リサイクルの分は仕方ありませんよ。ありませんけれども、これはどうでしょうかあれはどうでしょうかって問い合わせを受けてですね、私も取り次ぎしてかわりに伺ってあげることがあるんですけども、まことに、「できませんからできません」というようなものの言い方で終わってしまいます。

各町村の分担金で賄われている分においてはですね、やっぱりそれは三戸だけの事情ではなくてですね、構成市町村の事情をちゃんと加味する必要があるのではないのかという気持ちがあります。幸か不幸か、私は今、塵芥の構成議員ではないので、この場で旨を伝えておこうというこ

とで発言させていただきました。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて4款衛生費の質疑を終結いたします。

次に、5款労働費について質疑を許します。88、89ページです。質疑ございませんか。14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 労働費で聞くべき問題か、この後の商工費で聞くべき問題かちょっとあれですけども、今月に入ってから、旧福地の工業団地に東北メディアデバイスっていう会社がございます。この会社が近々事業をやめると、譲渡してやめるといような話が聞こえてきてるんですね。ピーク時、1,000人近い雇用があった会社だわけです。現在も300人位あると思うんですけども。今、私も振り返ってみると、親会社が大きい会社ですから、全くやめてなくなるっていうよりはおそらく、今の施設を利用して活用して、どっかの企業に譲渡するんじゃないかという、これは、私、噂ですけどもね。今そういう観点で、労働、働く立場の雇用っていう観点、それから、この地域に対するいろんな固定資産税だとか様々、収入のこととか活性化のこととか考えますと、なんか振り返ってみると結果として、もうちょっと定期的に地域の企業、特にここで付加価値を高めて、いわゆる貿易でいけば、よその方からお金を持って来ている企業ですから、そういう企業のいろんな、定期的に企業の状況を調査したり要望を聞いたり、それに対応した施策を講じるという部分で、今までがちょっと配慮が足りなかったのじゃないかなと。

多分、ここ1週間位のうちに報道されるんじゃないかと言われているんですけども、その辺考えて、これからはいわゆるこの労働費の関係でも、あるいは商工費の関係でも、その辺にちょっと気を配った仕方っていうんですかね、その辺をやってほしいなって、今ちょっと私自身も後悔している部分があるんですけども。その辺、行政の方、理事者の方でなんか聞いているかどうかと、今からでもいいんですが、ちょっと情報を常に把握しながら、企業の立場になれば行政はどうすべきかっていうのを、今まで以上に配慮したことを考えてほしいと思うんですけども。その辺、見解があればお願いしたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 東北デバイスについてはですね、今工藤議員さんから聞いて初めて知りました。我々担当課ではですね、月1回、各誘致企業をまわっているいろと話をしております。確かにデバイスさんにつきましては、不要地の処分については相談は何回も受けておりました。旧苔米地にあります、駅にあります土地とか、使っていない土地をなんとか処分したいというような経緯の相談はありました。ただ閉鎖するとかというのはまだ聞いてないもので、この議会終わりましたら、私も早急にですね、デバイスさんに出向いて相談したいと思います。それと確かに企業誘致に関しては固定資産税及び住民税等ですね、やはり占める割合が非常に大きいと思います。それらをやっぱりなくしていくとなると、町の財政もですね、逼迫するような状況になりますので、なんとか企業誘致に努めていきたいと思っております。

工業団地につきましては、百目木工業が1社入りしましたが、今ある県内の企業もですね、進出希望しているところもありまして、そちらとも今いろと折衝しております。まだ結論は出ておりませんが。そういう状況でありますし、今、うちの福地工業団地に入っております玉川精機の子会社等もですね、将来工業団地に入居したいみたいなことも言っておりまして、その辺もですね、県の企業誘致推進課といろと今、歩調を合わせながら会社訪問等しております。

それと、明日になると思うんですけど、補正予算にもですね、企業誘致のための、今、県の方で、名古屋と東京で青森県の企業誘致のフォーラム等がありますので、それらにもですね、積極的に参加して、企業誘致に努めていきたいと思っておりますので。そういう状況等がわかり次第、また、議会の方にも報告しながらですね、進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて5款労働費の質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産業費について質疑を許します。88ページから103ページです。お願いがございます。質問をする際には、決算書または決算資料のページを述べてから質問をお願いいたします。質疑を許します。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ページといたしましては、92ページから93ページにかけて、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の様々項目がついております

が、一番最後に書いてあります農地・水・環境保全向上対策交付金772万580円について、どういう条件の方が何名、どのように使われているのか、その内容をお願いいたします。

○委員長（河門前正彦君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

まず、農地・水・環境保全向上対策という事業でございますけども、平成19年度から5年間の計画でスタートした事業でございます。集落の資源・環境を地域ぐるみで守ると、こういった事業でございます。実施している団体でございますけども、町内20団体でございます。対象面積と言いますか、実施している面積につきましては844.9ヘクタール、内訳といたしましては、田んぼが451.6ヘクタール、畑が393.3ヘクタールということで、それぞれの団体におきまして、その地域集落を、集落の環境を守るという事業でございますので、周りのですね農地の草刈りとかですね、それから水路の泥上げとか、こういった事業に取り組むことによって、この補助の対象となる事業でございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 直接、農家の皆さんの価格補償みたいなものになるのかなと思っておりましたが、それは環境を守るということなんだそうですが、先ほど答弁されました20団体ということですが、個人一人一人には渡らないものなのですか。金額はどのように分けておられるのか、少しでも農家や農業環境を守るためには必要だと思いますが、より使いやすいようにするためには、どういうことが必要なのか。もう少し利用される方をふやせば、利用できる方がふえるのか、その環境について質問いたします。

○委員長（河門前正彦君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

まず、事業の内容ですが、これは農地や水路等の資源の維持管理、これは農家だけでなくですね、これは農家だけの場合は事業の対象外となります。農家だけでなく、地域ぐるみで取り組む

と、ということになりますので、実施する条件といたしましては、農家以外の団体を必ず取り込まなければならぬと、そういう条件となっております。その農家以外の団体ということでございますけれども、例えば、町内会とか、老人クラブとかまたは消防団とかそういった団体を取り込んでですね、農家と一緒に、地域ぐるみで取り組む事業でございます。

この事業を実施するに当たりましては、それぞれ各団体さんからの申し込みによって、これは事業を始めてございます。当初の申し込みで手を上げた団体は23団体ありましたけれども、地域の状況がございましたので、現在は20団体で実施しているということでございます。その内容ですが、使い道ですね、お金の使い道、これにつきましては、各20団体に保全隊という名前がついてございますけれども、そちらの保全隊の方で事業に該当する部分の経費について、ある程度自由に使用するという形になっておりますので、使い道については、そちらの方にお任せするという形でございます。そして、内容につきましては、使い道の内容につきましては、随時ですね、県の方と町の方でその保全隊をお呼びして、内容についていろいろ指導とか相談に応じているといった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今、説明を聞きまして、農家、個人だけでなく、地域ぐるみでやる条件がついている、このことをある方が指して言っているのだと思いますが、あたかも個人の方が利用されているように受け取られ、残念ながら、補助金のばらまきじゃないかとか誤解されてとられて、大変苦しい思いをしております。

ですので、その地域ぐるみでというところがなかなか見受けられないという話があって、こういうことになっていると思いますので、ぜひ、住民の皆さんも巻き込んでやるという正常な姿で、多くの方に理解されるように利用していただければ、結果として、農業の環境を守る良い交付金になると思いますので、そのご努力をよろしくお願いしたいと思いますが、ご意見ご見解がありましたら、今、一つご答弁願います。

○委員長（河門前正彦君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

まず、それぞれの地域が自分達の組織をそれぞれの団体と相談しながら、組んで、事業を実施しているわけでございます。内容的にもそれを理解して、実施していただいているものと思っております。今後、そういったことがあるということは、まだ、うちの方で聞いてございませんでしたので、保全隊の方とも連絡を取りながら、そういった相談にも応じていきたいと思っておりますし、そういったことがあれば、誤解があるということは、事業を実施していく上でも、またその制度に合わない部分もあると思いますので、それの方も再度お聞きしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。15番、坂本正紀君。

○15番（坂本正紀君） 92ページ、稲作振興費のところですけども、次のページに、この稲作振興費のところ、右の方にずっといって、水稻いもち・稲こうじ病防除対策ってありますけども、これは、水稻の生産組合かなにかを通して、この補助事業をやっているのかどうか。

それと、いもち・稲こうじですけども、最近、騒いでいるカメムシの防除等は対象になっていないのか、お伺いいたします。

○委員長（河門前正彦君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

水稻いもち・稲こうじ病の事業でございますけども、これは、農協を通じまして、その事業の実績に応じまして、補助しているということでございます。お金ですけども、補助金でございますけども、いもちにつきましては10アール100円、それから、こうじにつきましても10アール100円となっております。実施している面積につきましては、1万2,895アールの実績となっております。カメムシにつきましては、現在、補助の対象とはなってございません。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて6款農林水産業費の質疑を終結いたします。

次に、7款商工費について質疑を許します。102ページから107ページです。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、ページであります。105ページ、バーデパークに関することなのですが、7款商工費、1項商工費、3目観光設備費、11節需用費、修繕費ちょっとまたがっているんですが、105ページの11節需用費、備考欄に修繕費1,123万6,900円の内訳と、13節指定管理者、備考欄です、指定管理者、ページは107ですが、2,232万円の内訳、使われ方を、まず、質問したいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 修繕費の内訳でありますけど、バーデハウスの施設ですね、機械・機具等ですね、大規模改修について終わっております。小さいものは公社独自で行っておりますけど、大きいものについては町の方で修繕を行っております。

次の指定管理料でありますけど、これにつきましては公社自体がこの施設を運営するために、これこれの不足があるんで指定管理委託料を必要だということで、その分を契約いたしまして払っております。内容につきましては、ここって言えないんですけど、公社の不足分に充当してるという形であります。詳細につきましては、公社の方から伺わないと出てきませんので、人件費であろうが燃料費であろうが、いろいろな分野に分けて充当していると思っております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、今回取り上げましたのは、主にバーデパークについての、バーデハウスふくちの、もう少し入館される方が多くなりますと、ここに書いてありますが、指定管理者の金額がいくらかでも減るのではないかなということで、ご提案申し上げたいのですが、第16期の、これは南部町健康増進公社の事業報告書の中には、入館者内訳というところがありまして、参考の備考欄なんですけど、平成19年度バーデハウスふくち入館状況の入館者内訳でバーデゾ

ーンとあるんですが、その会員というところに、健康増進、それからパスポート、法人券、法人手帳という会員になっていただく条件がついてあるんですが、法人会員は41件、健康増進会員は111件、健康増進パスポート会員は合計100件で、大人は30、高齢者69、そして子供1というふうになっておるんですが、この中で、大変利用されているようですけれども、健康増進パスポート会員の大人・高校生以上、年会費52,500円というところをもう少し使いやすい金額にして、これをふやしていただくなれば、いくらかでも個人の健康増進のためにも、バーデパークさんの方の収益にもなるのではないかなと考えておりますが、この年会費52,500円というのは開設当初からずっと変わっていないと思いますが、入浴料などもいくらか変動もありますし、変動というか、当初260円からいきますと割高にはなっておるんですが、1,000円前後で全部の全館入館料なども改善されているようですので、年会費をいくらかでも下げるようにご提案申し上げたいのですが、まず、この運営協議会みたいなのがあると思いますが、その中ではどのような話し合いを行っているのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 会員券及び入館料でありますけど、これにつきましては、平成13年に一部改正をしております。

当初、大人の1,300円でしたし、1,300円でスタートしましたが、13年に改正しまして1,000円に値下げをしております。料金につきましては、設置条例の中に限度額を定めておりますんで、それをオーバーしないかぎりには下げることそれもそれは可能であります。

ただ、収益にも直接影響しますので、そう簡単にですね、ここで下げるとかということはできない、私の口からは言えません。ただ、理事会がありますので、理事会の中でですね、いろいろと理事の皆さんに協議していただき、今後のあり方等を含めましてですね、総体的に検討していく、いかないとですね、料金自体だけを理事会で検討してもですね、上げ下げだけになりますので、運営そのものを含めて検討していただきたいと思っておりますので、理事会が開催される時には、その辺もですね、公社の方に話をいたしまして、それはもう議題として取り上げていただけるように話はしておきます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） よろしくお願いいたしたいと思います。ただ、現在は急激な原油高騰などで大変経営が圧迫されているという話を聞いており、何人でも利用者をふやしてほしいというように努力をされているようですが、これに対してというのは、原油高騰に対しての自治体からの持ち出しなどというものは考えておられるのか、ご質問いたします。

○委員長（河門前正彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 原油のですね、高騰によりまして、いろいろと公社も苦慮しております。その都度ですね、大幅な社会通念上の価格アップになった時には、町の方にお願いいたしまして、それをいただいている状況であります。昨年度もですね、そういう状況で途中でですね、補正いただきまして、追加で管理委託料を上げておる状況であります。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。5番、松本陽一君。

○5番（松本陽一君） 今、バーデの方の件が出てましたので、関連したことになりますけれども、今、町では65歳以上、月2回のバーデハウスの無料券というようなのを配布しておるわけですが、これについては、その月にご利用しないともうその券は無効というふうなことになってますけれども、それを、農家等につきましては、非常に忙しい時期あるいは農繁期、農閑期等もあるわけですので、それでも、年間使えるというふうな券にバーデの方にお願いいていけないものか。それによって利用者、健康づくりもあれするかもしれませんが、非常に、農家ばかりじゃなくて、券をそのまま配布になったものを無駄にしてるといふんですけれども、そういうふうなものもあるんじゃないかと思っておりますので、その辺を有効に使えるような手立てをしてもらえないものか。

○委員長（河門前正彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 利用率が確かに低い状況であります。それにしてもですね、健康増進のための施設でもありますので、そういうふうな季節等をですね、うまく利用しまして、

健康増進のためのいろんな方策等ですね、検討するように指示したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） このバーデパークは健康増進のために大変いい施設だと思いますが、こういう施設に対して、国からの補助とか予算をいただける項目というものは、全く考えられないのかどうか。なにかいい手立てはないのでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） これにつきましては、今のところ特に補助とかそういうようなのはありません。維持管理費等につきましてもない状況であります。

ただ、健康増進のための施設でありますので、厚生労働省から認定を受けておりますので、おおいに利用していただきまして、病院にですなからなくなるような方々がふえてくれれば、微々たるものかもわかりませんが、逆に国保とかそちらの方に影響もしてくるんじゃないか、減ってくるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ、利用していただきましてですね、健康を増進していただきたいと思っております。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。10番、工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 105ページですけども、この中に3地区の祭りの経費が書いてありますが、名川それから福地、ジャックドあるいは秋祭り、春祭りそれら2つの地区に比べて、南部祭りは非常に金額が少なく、この間の祭りにも議会から13名ぐらい、半数以上は協力をしてもらっているいろいろな面で苦慮して、しかし、商工観光課長さんも頭にはねじりはちまきをしてがんばったという状態と。あとは、観光課の職員さんが、特攻隊みたいに本当に実施されるまで、1分の猶予もなかったんじゃないかと思うくらい、本当に各方面を奔走したり、実施するのに必要な事項に関して行動起こしたり、本当に申し訳ないなと思うくらい頑張っているのくらいすばらしい祭りができたなど、皆さんには感謝しているわけですが。ただ、ちょうちんを町民の皆さんが出てやればいいですけども、通りの方も高齢化して、なかなか高所に手を伸べてちょうち

んを下げるくらいの迫力のある方があまりいませんので、中断をしまして、駅前から大向の間から大向の方はちょうちんを用意しても下げれないという状態で、本当に貧弱な部分もあって、もう少し余裕をみてとは言いませんけれども、250万、他地区は550万前後ぐらいの予算を何回かのお祭りに分けて、花火大会は立派にできましたけれども。ただし、町民の一部の方々が、非常に1年間通して3分の1ぐらい募集して歩いて、いろいろな経費の部分の、南部祭りのフェスティバルをやるために、日常それが仕事っていう感じぐらいに一生懸命頑張っであれぐらいの花火大会をやって、あくまでも行政からはできるだけ90万ぐらいしか助成してもらえないというそういう状態で、六、七百万ぐらいの花火大会を実施できた。でもそういう方々が、いつまで続くかわかりません。高齢化してくると思いますし、もう少しこの祭りに関して、金額的な均一化っていいですか、それは無理にしても、もう少しなんとかやはり同じ町内ですので、配慮していただければいいのではないかなと、このように思っています。

だんだん、地区的にも距離も縮小になって、短く短くという範囲に狭まってきている状態なので、ひとつなんとか皆さん、この辺を考えていただければいいのではないかなと思っております、いかがでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 工藤議員さんの質問の中で、本当に商工課の職員に対してのお礼、本当にありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

まず、イベントにつきましては、観光協会の方にですね、一括で金を、ここには個別にあがってますけど、観光協会の方にお金をあげて、観光協会の方で検討して配分するという形をとっております。20年度につきましては、南部祭りにつきましては増額しております。それを、他のイベントから比べれば少ないということになるかと思えますけども、それにつきましてもですね、観光協会の中でですね、皆さんで意見を述べ合ってますね、その辺を協議していただければと思っております。

あと、ひとつちょうちんなんかの設置につきましても、地元で高齢化しましてなかなかつけれないと。各地区で行われておりますちょうちん等の設置につきましては、各町内会で設置してもらっております、我々商工観光課の職員は補助的な部分しかやってないという状況であります。そういう中ですので、南部祭りだけをですね、観光協会の事務職員及び商工観光課の職員が行ってつけるということもなかなかできないと。あくまでも実行委員会の方でそれをですね、やって

いただきたいというのが我々のお願いであります。やはり、実行委員会が独り立ちしないですね、やっぱりイベントというのは、将来、やっぱり縮小になっていくのかなと思っておりまして、実行委員会の活動をですね、もっともっと活発にしていきたいと思っておりまして。

今回ですね、実行委員会の方々がですね、どういうわけかなかなか出席できなかったと。南部祭りにつきましたはですね、そういう面もありました。そのために、商工観光課の職員に負担がかかったという面もありまして、他の地区のイベントはほとんど実行委員会が行っているという部分がみられますので、その辺をですね、これから、私どもとしましても、よく指導しながら、実行委員会がやれるようにしていきたいなと思っておりまして。増額につきましたは、来年度の予算でありますので、私の口からは増額できますとか言えませんが、これからの話になると思いますのでこの辺で終わらせていただきます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて7款商工費の質疑を終結いたします。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

工藤久夫君 退席

（午前11時56分）

.....
○委員長（河門前正彦君） それでは、休憩をとくまして会議を再開いたします。

（午後1時01分）

.....
○委員長（河門前正彦君） 次に、8款土木費について質疑を許します。106ページから117ページです。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて8款土木費の質疑を終結いたします。

次に、9款消防費について質疑を許します。116ページから119ページです。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(河門前正彦君) 質疑なしと認めます。これにて9款消防費の質疑を終結いたします。
次に、10款教育費について質疑を許します。118ページから141ページです。質疑ございませんか。8番、川井健一君。7番、川井健雄君。すみません。目が見えないもので。

○7番(川井健雄君) 133ページ、23節の償還金利子及び割引料の備考、国庫補助金返還金240万円についての説明を求めます。

○委員長(河門前正彦君) 社会教育課長。

○社会教育課長(佐々木博美君) ご説明申し上げます。

国庫補助金返還ということで240万、これは南部地区におけます南部公民館の取り壊しにおきまして、耐用年数が60年あるわけでございますけども、途中の解体ということでございまして、建設費の補助の返還が生じております。それが、240万円ということでございます。

以上です。

○委員長(河門前正彦君) ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。あわてなくても結構ですので、ゆっくりやって下さい。

○12番(立花寛子君) ページといたしましては、123ページ10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託費、その備考の欄に、耐震診断業務334万50円についての質問であります。これはどういう内容でしょうか。どういうことが、どういう内容になっているのか質問いたします。また、その対策など、どういうふうになさるのでしょうか。

○委員長(河門前正彦君) 学務課長。

○学務課長(庭田卓夫君) これは、向小学校の西棟の耐震診断の経費になっております。

○委員長(河門前正彦君) ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 昨年度の耐震調査等行われておるようですが、向小学校体育館耐震診断業務委託と向小学校耐震度調査業務委託の2件がやられているようでありますが、その合計が334万ということになると思いますが、これをやられてどのようなことがこれから行われてゆくのか。

また、その他、耐震化優先度調査を行っているようですが、その結果に基づいて計画的に耐震診断を実施し、その結果を受けて補強設計、補強工事を実施する計画が立てられていると聞いておりますが、これを全てクリアするためには、何年ぐらいかかって完了するものなのでしょうか。優先度調査対象校は、福田小学校、剣吉小学校、向小学校、南部小学校、福地小学校、1件は南部幼稚園が入っているようでありますが、これを年数どのぐらいかけて行われるものなのか、具体的な内容を質問いたします。

○委員長（河門前正彦君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 西棟については、今年度の予算の方に解体費用等が入っておりまして、今年度実施する予定になっております。

それから、何年かけてやっていくかということですが、一応、調査では25年度までに、昨日の一般質問でもお答えしました優先度の順番に従って実施していく予定にしておりましたが、国の補助金が変わりまして、2分の1になったりと増額されておりますので、国の指導っていいでしょうか、方向も早くやるということでしたので、23年度ぐらいを目安に診断、設計、補強工事というふうなことを、今のところ計画といいましょうか、考えております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） だいぶ時間がかかって、補強工事されている間に地震なども来る可能性が十分高い時期になってきておりますし、また、国の方でも予算を増額していると言いましたが、なかなか使いにくい項目があるということで、全国的にみますと耐震改修など25年もかかる計画になっているそうです。その中から見ても、大変厳しい計画になっていると思いますので、もう少し早く、国の方に学校などの耐震化を進められるように、町長の方はなにか全国町村長会など

でも発言されると思いますが、どのように感じておられますか。もっと早くやらないと安全性が保てないと思いますけども、いかがですか。

○委員長（河門前正彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） そういう部分もありまして、期成会会長の時に、まず、補助率が非常に低いということを訴えてきたわけでございます。

今年度から、補助率がアップしたということで、ただ、まだまだ補助率だけではなくて、起債に関する部分等々においても、増改築との差があります。実際行われている全国のデータをみますと、いわゆる関東・関西地域は進んでいる。裏を返せば、財政的に裕福なところは、それなりに進捗率が高いということでございますので、本地区、東北地区を含め、まだまだ遅れていると思っております。

ただ、そういう中においても、南部町は耐震診断においても計画的に、他の市町村に比べては計画的に進めている町村だなど、こう思っておりますが、しっかりと現地を確認しながら、順次、当然、状況に応じながら対応してまいりたいと、こう思っております。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。5番、松本陽一君。

○5番（松本陽一君） 123ページのいわゆる土壌調査の件ですが、一応、決算では600万の619万5,000円、それから345万というふうなことになってはいますが、今年度、20年度の当初予算では、150万だったと思いますけども、状況が非常に改善したというふうなことで、それぞれの上を使えるっていうんですか、今までのその土壌が汚れていた部分を使えるようになったというふうなことで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） そうです。使えるっていうか、今もこの経費をかけたの調査については終了していいというふうな方向になってきてはいますが、うちの方でも時々見には行っております。この前も見に行き、雨が結構降った後だったので、水位はちょっと高くなっているみたいですけども、特に今のところは大きな問題は見られていないようです。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて10款教育費の質疑を終結いたします。

次に、11款災害復旧費について質疑を許します。140ページから145ページです。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて11款災害復旧費の質疑を終結いたします。

次に、12款公債費について質疑を許します。144、145ページです。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて12款公債費の質疑を終結いたします。

次に、13款予備費について質疑を許します。144ページから147ページです。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて13款予備費の質疑を終結いたします。

以上で、一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第73号、2007年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

改善され評価できる項目はありますが、全体として住民に対するサービスをもう少しふやせるやり方ができたのではないのでしょうか。国のしぼりのある予算編成に対する決算認定ではありますが、当町の町独自の発揮できる決算となるように要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長(河門前正彦君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。
(「討論なし」の声あり)

○委員長(河門前正彦君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

○委員長(河門前正彦君) ご着席ください。起立多数であります。
よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(河門前正彦君) 議案第74号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出
決算認定についてを議題といたします。
本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長(庭田卓夫君) 155ページですが、平成19年度南部町学校給食センター特別会計歳
入歳出決算認定についてご説明いたします。160ページをごらんください。

主なものをご説明いたします。歳入ですが、1款1項1目給食費負担金、1節の給食費負担金
は1億579万5,590円の収入済額になっておりますが、その内訳が名川給食センター分、840人分
で約4,223万3,080円、南部給食センターは、573人で2,786万4,040円、福地給食センター分は717名
分で、3,569万8,470円です。

次に、2款1項1目一般会計繰入金ですが、1億1,378万7,000円の内訳は、名川給食センター
が3,905万4,000円、南部給食センターが3,760万7,000円、福地給食センターが3,712万6,000円で
あります。

次に、162ページをお願いいたします。歳出についてですが、1款1項1目給食管理費、その
うち11節の需用費ですが、その中の備考欄のところの一番上にあります消耗品費ですが、洗剤、
あるいは使い捨てふきん、手袋、マスク等の経費になっております。

次の燃料費は、名川、福地については重油を、南部については灯油を使っておりますが、昨年度よりは100万弱ぐらいの増額になっております。光熱水費は、電気、水道です。修繕費については、車両の整備とかボイラーの配管修繕等があります。

12節役務費ですが、この備考欄の真ん中ぐらいに米飯食器洗浄手数料217万8,305円とありますが、これはステンレスの食器の洗浄で3給食センター分になっております。

13節委託費、委託料ですが、真ん中辺に給食業務請負、これは3カ所分ですけども、4,241万4,750円です。

次の164ページをお願いいたします。2目給食費、11節の需用費ですが、1億593万6,307円です。これは、給食の材料費になっております。

以上ですが、157ページの収入済額が2億1,958万3,654円となっており、159ページの歳出済額が2億1,958万2,851円となっており、158ページの歳入歳出差引残額803円は次年度への繰り越しとなります。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第75号、平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 172ページをお開きください。平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書であります。まず、歳入から説明いたします。1款1項1目農林漁業体験実習館使用料であります。収入済額1,603万4,820円となっております。これは、宿泊者、入浴者、宴会等の使用料であります。

2款1項1目財産売払収入であります。3,386万4,975円となっております。食品等の売り上げ収入であります。

次に、3款1項1目一般会計繰入金2,295万円となっております。

4款1項1目繰越金であります。5,395円となりまして、歳入合計7,285万5,190円となっております。

174ページをお開きください。歳出であります。1款1項1目管理費であります。支出済額7,282万9,850円、440万8,150円の不用額となっております。主な不用額であります。11節需用費につきまして、173万684円となっております。これは、賄材料の減と光熱水費の減となっております。

12節役務費につきましては、40万5,228円の減となっております。主にクリーニング料の減によるものであります。

13節委託料につきましては、81万7,821円の不用額となっております。入札による減であります。

次に、2款1項1目予備費であります。不用額、支出済額ゼロとなっております。歳出合計7,282万9,850円となっております。

以上であります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第76号、平成19年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） 議案第76号、平成19年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。主な内容につきまして、歳入歳出決算書により歳入からご説明をいたします。178ページをお開き願います。

1款1項ポートピア交付金であります。予算現額637万3,000円、調定済額642万7,466円、収入済額も同額でございます。この交付金は、ポートピアなんぶの総売り上げ額12億8,549万円の5%相当分の環境整備協力費でございます。

それから、2款1項繰越金は、予算現額9万2,000円で調定済額が9万2,688円。収入済額も同額でございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

それから、次のページをお開き願います。歳出でございますけれども、1款総務費、1項総務管理費、予算現額が646万5,000円で、支出済額が512万1,549円。この内訳につきましては、185ページをお開き願います。右端の備考欄でございますけれども、町道清掃作業の謝礼、それから機

械借上料、それから補修用材料としまして、建設課で実施しています道路側溝の環境整備事業に426万1,882円。それから、その下ですけれども、負担金として、ポートピアなんぶ運営協議会に10万円。それから補助金として、笑顔あふれるまちづくり支援事業に75万9,667円でございます。この支援事業でございますけれども、町内4団体のそれぞれの地域の環境整備のための助成金でございます。

次に、収支についてご説明をいたします。186ページをお開き願います。収入総額が歳入総額が652万円、それから歳出総額が512万1,000円、差引額が139万9,000円で、繰り越すべき財源はゼロでございます。実質収支も同額の139万9,000円で、これが、20年度への繰越金となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。10番、工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 178ページの予算現額と調定額とかあるわけですけども、本当に些少ですけども、調定額の方が少し金額が上回って、パーセントは5%と思いますが、この少しでも調定額が上がったということは、売り上げが過去よりも上がってきたなとそういう兆候でこういう金額、なんででしょうか、これ。

それと、もう1点。笑顔あふれる町づくり支援事業っていうのは、これどういう事業なのか。その2点お願いします。

○委員長（河門前正彦君） 企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） 調定額が上がったというのですけれども、あくまでも12月にある程度の見込みをその年度の見込みを立てまして、売り上げが落ちていましたので、減額補正をさせていただきます。たまたま減額補正をしたんだけど、それよりちょっと売り上げが見込みよりもあって、調定がこうなったということでございます。

それから、笑顔あふれる町づくり事業ですけども、これは19年度から新規事業として始めたものでございまして、町内の団体が町づくり事業、環境整備事業を行うのに際して、上限30万円、ただし3分の1でございますけれども、その30万円が上限で3分の1の事業費を助成しましょう

ということで、今、さっき4団体と申しましたけども、実質的にどういう事業を19年度やったかと申しますと、馬淵川を愛する会がクリーン作戦等々やっていたのに補助金、助成金を出しました。それから、剣吉商店街で夏まつりをやっていますんで、それにも助成をしました。あと、大向祭り協議会で飾り花が古くなったというので、新しく飾り花を買って飾るっていう事業がございまして、それにも助成してございます。それから、住谷野河川公園に去年ひまわりを植えましたけれども、その事業にも助成してございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。10番、工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） この笑顔あふれるっていう馬淵川清掃ですけども、あそこは川の水面よりもかなり高くて、増水した後なんか特にいろんなごみが川ぶちに上がっているんですけども。あそこは人の手ではとても無理な状況で、せっかくクリーン作戦やっても、なんか方法を講じないときれいにならないかなと思って、実際、実施しているわけですけども、そこいら辺お考えになったことはありますか。また、クリーン作戦、大変な人数が出てやるんですけども、きれいにはできないというそういう状況のものになっています。ですから、今後、検討課題かなと思っていきますのでよろしく願いいたします。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第77号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第77号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。ページの194、195をお開きください。事項別明細書により、初めに歳入の主なものからご説明いたします。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税、1節の医療費現年課税分は5億4,351万6,535円の収入済額になっております。これは、調停に対する90.74%となっております。

次に、2節の介護納付金の現年分です。6,887万6,585円の収入済額は、90.5%となっております。

4節の介護納付金の滞納繰越分ですが、これは224万5,044円、これは12.15%となっております。

次に、1款1項2目の退職被保険者国民健康保険税についてご説明しますが、1節の医療費給付分の現年度分は9,499万7,640円で、調定額に対する91.51%となっております。

次に、2節介護納付金分の現年分は、947万3,535円は91.21%となっております。

次に、3節の医療給付費分の滞納繰越分は、105万6,999円は21.57%となっております。

次に、3款国庫支出金、1目療養費給付費等の負担金について、1節の現年分は6億1,531万9,361円で、これは歳出の保険給付費分と老人拠出金、介護支出金の約33%の率となっております。

次に、2目の高額医療費共同事業負担金、1節の高額医療費共同事業負担金は1,139万9,938円となっております。これは、4分の1相当となっております。

次に、2項の国庫補助金、1目の財政調整交付金は3億139万5,000円となっておりますが、次のページをお開きください。一番上段になりますが、この内訳としましては、普通調整交付金が2億9,267万9,000円、特別調整交付金が189万1,000円、直診特別調整交付金が682万5,000円とな

っております。

次に、4款1目療養給付費交付金でございます。現年度分が3億7,410万7,000円。

次に、5款の県支出金の1目高額医療費共同事業負担金は、1節の高額医療費共同事業負担金としまして、1,139万9,938円となっております。これは、高額医療拠出金に対しての4分の1の財政支援という形でございます。

次に、2項1目県の財政調整交付金の歳入状況でございますが、1億3,436万円と。歳出の6%相当に該当する金額となっております。

次に、6款の1目高額医療費共同事業交付金でございます。これは、4,570万729円となっております。高額医療の80万を越える分の額の59%分が交付金として交付されております。

次に、2目の保険財政共同安定化事業交付金、1節にあります2億8,603万1,089円は、レセプト点検の30万を超えるものに対するものの59%分という額となっております。

次に、8款の繰入金でございますが、1目財政調整交付金の基金繰入金は1億3,400万という形となっております。

次のページをお開きください。1目の一般会計の繰入金になります。1節の出産一時金の繰入金としまして746万6,666円は、一時金の受領額の3分の2に相当する額でございます。

次の2節の国保保険基盤安定負担金は、1億5,101万7,100円となっております。内訳としましては、国保税の現年分が1億2,914万1,300円、保険者の支援分としましては2,187万5,800円となっております。

それから、事務費の繰入金としましては、6,849万7,994円。国保財政安定化支援の繰入金としまして3,359万4,000円は、国の財政安定化の平準化に対するための一般会計の繰入金となっております。

次に、202ページにお進みください。202ページ、203ページにかけては、歳出となります。歳出の主なものは、一般管理費としましては、人件費等となっております。

次に、2項の徴税费になります。こちらの方は1,521万7,817円という形となっております。2目の納税奨励費になりますが、報償費としまして1,158万9,000円。これは104の納税組合に交付しておるものであります。

次に、204ページをお開きください。204ページ、205ページにかけてご説明しますが、2款の保険給付費、1目一般被保険者療養給付費は、19節負担金及び補助金になりますけども、12億6,194万440円となっております。これは、前年比で8.3%の増となっております。

次に、2目の退職被保険者等の療養給付費になります。19節になりますけども、3億7,961万

4,525円、前年比3.1%の増となっております。

次、3目の一般被保険者の療養費1,084万3,663円は、前年度比18%の増となっております。

次、4目の退職被保険者の療養費等については、270万1,435円は4%の減という形になっております。

次に、2項高額療養費の1目一般被保険者高額療養費になりますが、1億2,015万444円は前年比11%の増となっております。

次に、2目の退職者被保険者等の高額療養費2,809万7,559円は、前年度比2%の減となっております。

次に、206ページをお開きください。4項1目出産一時金であります。支出済額が、1,120万と。1件当たりは35万で、出生対象数32名という形になっております。

次、5項1目の葬祭費であります。1,040万は1件当たり5万円で、208件の受給者となっております。

次、3款老人保健の拠出金、1項1目老人保健拠出金になりますが、4億3,106万6,392円は前年度比の11%減となっております。

次に、4款介護納付金の1目介護納付金、こちらの方は1億9,621万4,585円となっております。

次に、5款の共同事業拠出金になります。1目高額医療費共同事業拠出金4,511万8,919円となっております。これは、これに対しまして国4分の1、県4分の1の支援金がございます。

次に、2目でございます。保険財政共同安定化事業の拠出金、こちらの方は2億8,360万4,495円という形でございます。

次に、210ページをお開きいただきたいと思っております。2項1目の直診施設勘定の繰出金ということで682万5,000円。これは直診病院への繰出金という形になっております。財政調整交付金の算定額となっております。

次に、212ページをお開きください。歳入の総額が29億2,530万4,000円、歳出の総額が29億2,444万3,000円、差し引き86万1,000円の残額となっており、翌年度へ繰り越すものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今、数字の説明がありましたんですが、ページといたしましては195、

国民健康保険税にからむところではありますが、1目2目とあって、節が1節から4節、書いてあるんですが、それはどのように変化しているか。やはり不況の折、収入未済額は多くなってきているのではないかと考えておりますが、実際、接してみてもどのように感じておられるか。まず、実態を説明していただきたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 一般分の医療分は、19年度分は90.74%、介護分は90.5%、合計91.71%となっております。それから滞納繰越分につきましては、医療費分が13.71%、介護分は12.15%で、合計13.57%ということになっております。退職分につきましては91.5%、介護分は91.21%で、合計91.48%。退職の滞繰分でございますけれども、医療費分としましては21.57%、介護分は20.14%で、合計21.42%という現況の徴収率になっております。

○委員長（河門前正彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 不納欠損でございますけれども、まず、トータルで前年比737万1,841円、65件、一般被保険者の部分が減となっております。退職部分につきましては、11万1,740円、6件増となっております。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 先ほど、町民税のところでも、大変苦慮されているようでありますが、生活が大変苦しくなっておりますので、町民税にしても国保税にしても、ないものはないわけですので、その内容をよく吟味していただいて、無理な、無理にはやらないようにしていただきたいと思っております。不況や倒産、農業収入の落ち込みなどで、生活が大変苦しくなっているはずなんですが、これはわかる範囲内で結構なんですが、国保加入世帯の所得の動向、これはデータとして、また表として作られているものなののでしょうか。こういうものがもしあるとすれば、大変、国保加入者の世帯の総収入などが減っているということがわかると思いますが、データとして作られるなど、工夫されることはどうでしょうか。まず、1点お聞きします。

○委員長（河門前正彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 予算時にはそういうのは比較して作っております。決算時には作っておりません。そして、要は取れない方には、納付できない方には、納税相談等をしてですね、それでどうしても払えない方が不納欠損になっているという状況でございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） これから申し上げます内容は、国保中央会が国民健康保険の安定を求めて、医療保険制度の改革をまとめた時の資料として掲載されているものです。

これは、国保新聞、2007年1月1日付けであります。国保の加入者数は4,761万人、この数字は2005年12月末であります。政管健保、政府管掌保険ですね、3,562万人、組合健保、組合保険のことですが、これは2,999万人をおさえて、国保加入者がトップになっているということを言っています。そして、1世帯当たりの年間所得は、国保が132万円、政府管掌保険が230万円、組合健保が371万円と国保世帯の所得が最も低くなっており、年間所得を基に算定しました保険料率は国保が11.4%、政管健保が7.3%、組合健保が4.3と、国保世帯が最も重い負担を負っていることが示されています。ですから、もう少し、議会、決算議会でもより正確なデータを示していただければ、本当にリアルに国保加入者の皆さんの苦しみがわかっていただけたらと思います。

○委員長（河門前正彦君） 立花寛子議員さん、質問は簡潔にお願いします。

○12番（立花寛子君） 今、お話したようなデータを、当町として作ることはできるのでしょうか。お聞きします。

○委員長（河門前正彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） データとしては、作ることは可能です。それにデータを作って、予算計上しているものでございます。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ですから、この決算議会にもそういうデータをもって、提出していただければ、より私の議論が生きることになると思いますが。新年度に向かって、これからも国保税の引き上げが計画されているのでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 税率の引き上げにつきましては、6月議会でご説明しましたが、20年、21年、2年度分を見込んだ額となっておりますので、新年度はないと。

それから、先ほど要求されました資料につきましては、6月議会の税率改正の際に提出した資料がだいたいそれを網羅しているものと思っておりますので、参考にしていただければと思っております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。10番、工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 211ページですけども、教えていただきたいんですが、ここの真ん中頃に、翌年度の繰越額という、この項目がある中で、継続費遡時繰越、繰越明許費っていうのはよくわかるんですけども、この項目とか、事故繰越っていうこの項目の説明、だんだん何がどういうふうが減っていくのかわかりませんが、これちょっと説明していただきたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 決算書に、こういう全ページに歳出欄に出てまいりますけども、いわゆる翌年度に繰り越して使用したいという事例が出てまいります。

例えば、工事が延びたり、あるいは不足の状態で大災害などによって年度内に支出ができなかったと、だけでも契約は成立しているよと。よって、翌年度へもって、その予算をもって事業をしたいと、こういうことがたまたま出てまいりますので、翌年度繰越額の中においては、継続費だ

とか明許繰越だとか、今、言われた通時繰越、こういういろんな手法があるわけですけども、要は、来年度以降に使ってもいいですかという許しを議会で得るものでございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第77号、2007年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

現在、国保加入者は、国保税を納めたくても納められない状況が続いています。その原因は、国保税が高すぎるからです。収入が不況や倒産など伸び悩んでいるため、国保税を納めることで、生活保護基準以下の生活費で生活している世帯がふえています。その中で、短期保険証、資格証明書の発行が行われています。

今大切なのは、低所得であることを特別の事情と認め、制裁措置から除外することです。国が責任を果たし、支払い能力にあった国保税に引き下げることが一番の改善ではありますが、町独自の国保税減免制度の拡充を図ることを要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（河門前正彦君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第78号、平成19年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第78号、平成19年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

ページ、22ページにお進みください。220ページをお開きください。初めに、歳入からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目の医療費交付金、現年度分は11億9,096万5,000円、これは医療給付費の12分の6に相当する額となっております。2 目の審査支払手数料交付金、現年度分952万4,000円、レセプト点検の20年度の返還対象となるものであります。

2 款国庫支出金、1 目医療費の国庫負担金、現年度分は7 億3,575万1,000円、これは老人医療費の12分の4 という交付率になっております。

次に、3 款県支出金です。1 目の医療費県負担金は、現年度分1 億8,580万6,750円で、これは医療費の12分の1 に相当する額となっております。

4 款 1 目の一般会計からの繰入金は、1 億9,019万8,000円となっており、県費と同じ12分の1 に相当する額となっております。

次に、224ページをお開きください。歳出であります。1 款 1 項 1 目の医療給付費は、22億9,931万8,440円となっております。2 目の医療費支給費になります。2,612万93円ということで、これは、舗装具等償還払いに係わる経費となっております。3 目の審査支払手数料になりますが、947万3,055円、国保連と社会診療報酬基金へ支払うものであります。

2 款 1 項 1 目償還金でございます。23節になりますけれども、251万2,497円は、県の負担金が234万5,759円、事務費としましては16万6,738円の返還金となっております。

次に、226ページをお開きください。老人保健特別会計の歳入総額は、23億3,755万9,000円、歳出総額は23億3,742万4,000円で、差し引き13万5,000円の繰り越しとなる予定になっておりま

す。

以上で説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。
（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第78号、2007年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

公費医療制度を解体するための突破口として制定された老人保健法であり、老人医療費の有料化を実施するためです。現在実施されている介護保険制度、後期高齢者医療制度と比較しますと、国の責任を示している点があります。市区町村が、高齢者に対して必要なサービスや実施期間を決定し、措置するという措置制度がとられていました。その負担は公費で行い、利用者はその人の所得に応じて一部自己負担があるだけでした。後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻せという要求はこの点にあります。老人福祉制度の拡充を要求してまいりますが、老人保健法そのものに反対している点を述べまして、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（起立多数）

○委員長（河門前正彦君） 着席願います。起立多数であります。
よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

ここで、2時15分まで休憩いたします。

(午後2時04分)

○委員長(河門前正彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時16分)

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(河門前正彦君) 議案第79号、平成19年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 議案第79号、平成19年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

234、235ページをお開きください。初めに、歳入からご説明申し上げます。1款1項1目第1号被保険者保険料は、現年度分としまして2億7,287万1,093円。現年度分の普通徴収保険料としましては、2,699万9,556円と。

次に、3款国庫支出金です。1目介護給付費負担金、現年度分としましては3億3,177万円となっております。

次に、2項国庫補助金の1目の調整交付金は、1億4,928万6,000円となっております。

次に、236ページをお開きください。4款支払基金交付金、1目の介護給付費交付金は、5億7,211万5,000円。給付費の31%に相当する額です。

5款県支出金の1目介護給付費の負担金は、現年度分は2億7,195万4,803円。

次に、238ページをお開きください。7款1項1目の介護給付費繰入金でございます。現年度分に2億2,723万5,042円を繰り出ししております。これは、給付費の12.5%に相当する額です。2目のその他の一般会計繰入金としましては、職員の給与等の繰入金としまして2,457万6,000円。事務費としまして2,085万9,000円となっております。

8款繰越金になります。1目の繰越金は、6,728万8,708円となっております。前年度からの繰越金になります。

次に、242ページをお開きください。歳出になります。1款1項1目は、管理費としまして主なものは、13節の委託料に1,038万3,870円。この歳出につきましては、後期高齢者のシステム改修等に伴う委託料となっております。

次に、3項の介護認定審査会の1目介護認定審査会費としまして710万4,000円を支出しておりますが、これは、広域事務組合で運営しているものであり、20合議体のうち136名への負担金となっております。

次に、244ページになります。2款1項1目の介護サービス等諸費ということになりますが、こちらの方は16億8,030万721円となっております。内容につきましては、備考欄に付いておりますので割愛します。3目の高額介護サービス等の費用であります。負担金としまして4,505万76円となっております。

次、4目の特定入所者介護サービス等の経費になります。6,749万6,070円となっております。

次に、246ページにお進みください。4款2目の介護予防一般高齢者施策事業費としまして667万9,929円を支出しております。

次に、2項包括的支援事業・任意事業につきましては、791万9,905円を歳出しております。

次に、248ページをお開きください。6款2目の財政安定化基金の償還金でございます。償還金としまして1,247万8,797円を償還しております。これは、平成13年から15年に介護納付金の不足分を借り入れした分の償還分ということになります。

次に、7款の諸支出の2目償還金であります。償還金の金額は2,281万5,279円ということになっております。

次に、252ページをお開きください。介護保険特別会計の歳入の総額が19億8,917万、歳出の合計額が19億2,716万1,000円、差引額が6,200万9,000円となっており、翌年度への繰り越しとなります。

以上で説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ページといたしましては、234から235ページです。歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節、2節、3節と先ほども説明がありましたが、この中の収入未済額について、将来的に短期保険証とか資格証明書が交付されるであろう方々の

人数などはおるものでしょうか。実際どのようになっておるのか、説明していただきたいと思います。

また、先ほどの1款1項1目1節の現年度分特別徴収保険料、収入未済額サンカクの13万1,429円、備考には第1号被保険者現年度分特別徴収保険料と書いてありますが、これはどういうことでしょうか。説明を求めます。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 第1号被保険者の現年度分につきましてご説明します。

これは、65歳以上の方を対象に徴収するものであり、対象者数は6,173名という形になっております。件数としましては、583件という件数になります。

それから、現年度分の普通徴収に関しましては726件、徴収率は86.8%という形になります。

それから、滞納繰越保険料につきましては、31件分ということです。不納欠損に関わる部分では、626件という数字が出ております。

それから、国保における資格証明、それから短期等は、介護保険料には制度として定められておりません。この介護保険料につきましては、時効は2年間と。催促期間を入れて3年で時効になるという制度上になっております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 税務課長。

税務課長（八木田良吉君） 収入未済額のマイナスの13万1,429円でございますけども、これは年金特徴でございます、年金から先に入ります、保険料が。しかし、途中で死亡したりした方は、その家族の方が手続きしないと還付がされないと。その請求が来るのが6カ月とか遅れてくるんです。だから、一たん入って、翌年度に予算で返すという形になります。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 介護保険証のことなんですが、このまま保険料を納めなければ、介護保

険のサービスを受けたい時に受けられない世帯が出てくるかと思いますが、心配される世帯数などは分析されているのでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 不納欠損に関わる部分では、先ほども申し上げました626件で、この方々が考慮されるべき部分でございます。この介護保険制度に関しましては、保険証の差し止めとか資格証明の交付等はないと先ほどもお答えしております。

ただし、給付制限がかかるケースが出てございます。この場合は全額保険料で賄っておりますけれども、滞納が出ますと自己負担が3割という形で納付しなければならないので、保険料を納めない負担が増ということも想定されます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 来年度は3年ごとの定期的な事業計画の見直しが行われる、そういう時期に来ていると思いますが、介護保険料が引き上げられる予想なのか。どういう計算から、どういうふうな数字が割り出されるのか、どうなっているのかお聞きしたいと思います。

また、介護型の療養病床の廃止・転換が盛り込まれていると聞いておりますが、これは、2006年の医療改悪の具体化だと言っておりますが、名川病院との関係はどうなるのでしょうか。この介護型療養病床の廃止・転換ということは、本当のことでしょうか。どういう計画になっておりますか。詳しくお聞きしたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 平成20年度現在策定中になっております介護保険計画につきましては、18、19年度の比較で6.56%の上昇という形になっておりますので、これを勘案して、計画策定で保険料を策定するということになろうと思っております。

それから、療養病床の減というのは、あくまでも国が示した数値でありまして、当町では今のところ療養病床の減の計画はないと思っております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 介護型の療養病床は、ですから全国的に大変な状況が生じるのでやめてほしいという運動が起こっているのですが、名川病院も対象になっていないのかどうか。やるやらないじゃなくて、国の方からそういう指示が、ちゃんと介護保険の中に改悪される一項目の中に療養病床の廃止・転換が盛り込まれているわけです。これは、2000年度から介護保険が始まったときは療養病床をふやしなさいということを推薦したわけですよ。それで、20床から40床になって今日に至っていると理解しているんですが、それが、10何年か経ってすぐ廃止されるということが大きな問題になっていますが、そういう認識はございませんでしょうか。要するに、心配ないのかどうか。名川病院に関係する項目でないのかどうか、はっきりこの点をお聞かせ願いたいと思いますし、先ほど介護料が上昇しているということは、結局介護保険料に跳ね返るのではないかということをお心配しての質問ですので、具体的な数字を示していただきたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 初めに、療養病床の減ということにお答えしますが、いずれ議員の皆様には医療保険センター建築に関わるマスタープランというものを説明する時期が来ると思いますので、その計画をごらんになっていただければ、療養病床は現在のままという数値になっておりますので、そのまま事務的に進めたいと思っている次第であります。

次に、介護保険料につきましては6.56%の上昇と。これを、今後21年、22年、23年の3年間賄う保険料を決定しなければならないという計画になりますので、上昇はやむを得ないと思っております。少ない金額で設定しますと後ほど借入金等で償還になりますので、適正な保険料を定めたいと思います。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 名川病院事務長。

名川病院事務長（坂本好孝君） 療養病床について、名川病院に影響があるのかということで

すけども、先ほど立花議員がおっしゃったとおり、平成12年度介護保険がスタートして療養病床をふやしましょうということで、国でそういう政策でもって療養病床をふやしてきたわけなんです。ここに来て反対に療養病床を国の方で減らしますよという制度になってきている状況下にあります。それで、県の方から実は名川病院さんでは療養病床を減らしていくのか、それとも老健型の施設に変えていくのかというような希望等の調査が1回来てございます。それで、それについては、名川病院は従来どおり40床の療養病床で進めたいということで回答していますので、今現在は名川病院としては、療養病床については影響がないということで考えてございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） そうしますと、町の考えが優先されて国の指導には従わなくてもいい、そういうことは保障されるのでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 名川病院事務長。

名川病院事務長（坂本好孝君） やはり、その自治体、自治体の考え方で国でも希望を取って、そういう対応していくという考え方で思っております。それで、国では現在ある療養病床の何割を少なくしていくというような考え方で進んでいると思いますけども、やはり、その自治体、自治体の考え方でそのまま進めていくということもありえると思っております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今の答弁を引き出したいがためにこの話をしたのであって、国の指導に従えと私は言っているわけではありませんので、名川病院の建てかえなどが計画されますときには、十分に当町の特徴を生かして、ものを作っていく時期に来ているだろうということは話しておきたいと思います。ぜひ、病院を守る方向を貫いていただきたいということを訴えて終わります。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

13番（川守田稔君） 247ページをお願いします。13節高齢者実態把握業務、これが委託料ということになっているんですが、これはどういった人達がどういった業務を委託されるのかご説明いただきたい。

それとページは戻りますが、242ページに介護認定審査会、3項にあります、いわゆる何とか審査会ということに絡んでいくつか登場するわけですが、これの実態といいますか、どういう構成でどういった業務を行っているのか教えてもらいたいと思います。お願いします。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

高齢者実態把握につきましては、件数としましては638件でございます。これに関しましては、包括ケア支援センターが役場で直接運営しておりますが、これのブランチ型ということで4カ所に居宅サービス介護支援センター等を設置しておる次第であります。この方々が介護保険に認定になるかどうかのすれすれの部分の方々を調査するという形になっております。

13番（川守田稔君） 誰に委託しているんですか。

健康福祉課長（有谷隆君） 要介護になりますと、1から5までの段階で先ほどご質問の中にもありましたが、審査会の方にかけるという形になります。この要介護度が要支援1・2とございますが、これは介護度が付かない方々で、この方々の実態把握をする役割を担っているとご理解いただければと思います。

介護認定審査会につきましては、20の合議体で1合議体が7名で編成されております。編成内容としましては、ドクターとかケアプランナーとかそういった方々が7名の1ユニットを組んで、ユートリー等を事務局にしまして毎月開催しているという状況です。ここの審査会で介護度を決定していくという形になります。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします
討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第79号、2007年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

介護保険制度における介護保険料が、耐えがたい負担になっております。保険料は、一生の間死ぬまで払い続けなければなりません。どうしても保険料が払えずに1年間滞納すると、介護を必要とする時、まず全額自己負担した上で、後から申請して給付分の払い戻しをすることになります。こんな状態で医療や介護が安心して受けられるでしょうか。全国的に介護保険料の軽減、免除、また、利用料の軽減措置など取られる自治体がふえてきております。町独自の軽減策を取られることを強く要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（河門前正彦君） ご着席願います。起立多数であります。
よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

.....
議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第80号、平成19年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第80号、平成19年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

260ページをお開きください。初めに、歳入からご説明申し上げます。

1款1項1目の居宅介護支援サービス計画費ということで、収入済額が960万8,500円。このサービスというものは、介護認定度1から5の方々を対象にしてケアプランを立てるための費用となっております。

それから、2目は介護予防支援計画費ということで、254万8,000円の歳入であります。こちらは、介護の要支援1から2の方々のサービスを計画するものでありまして、572件分となっております。3款繰越金、1目繰越金の繰越金は、94万1,905円は前年度からの繰越金でございます。

次に、262ページをお開きください。歳出になります。この部分では、1款1項1目の一般管理費で、ほとんどが人件費に関わる部分ということになっております。13節の委託料は、210万780円支出しておりますが、先ほど歳入で申し上げましたところの介護予防支援計画の策定を民間に委託することができるということで、ケアマネージャー1名につきまして8件までの委託ができるという制度で、それに関わる委託料となっております。

次に、264ページをお開きください。介護サービス事業特別会計の歳入の総額は1,309万8,000円、歳出の総額は961万9,000円で、差し引きが347万9,000円は翌年度への繰り越しとなります。

以上で説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(河門前正彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり認定されました。

議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(河門前正彦君) 議案第81号、平成19年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長(坂本好孝君) それでは、議案第81号、平成19年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算についてご説明をいたします。

初めに、収益的収入及び支出について、損益計算書によりご説明をいたします。272ページをお開きください。平成19年度名川病院の1、医業収益でございますが、(1)入院収益4億9,320万1,778円、(2)外来収益3億3,528万2,291円、(3)その他医業収益1億2,422万6,191円を合わせて9億5,271万260円となりました。(3)その他医業収益1億2,422万6,191円の内訳の主なものは、訪問看護等の介護保険収益が1,038万7,230円。それから、住民健診等の公衆衛生活動収益が4,862万726円。それから、救急医療の確保に要する経費の一部として一般会計からの負担金が5,725万円であります。

これに対して、2の医業費用でございますが、(1)の給与費から(6)の研究研修費まで合わせて9億2,111万8,720円でございます。先ほどの医業収益から差し引きますと医業利益は3,159万1,540円となっております。(1)から(6)までの内訳の主なものについてご説明いたします。(1)給与費でございますが、6億1,896万9,994円の内訳は、職員の給与と手当を合わせて4億1,826万7,978円となっております。それから、パート医師等への報酬が3,793万3,834円。それから、臨時職員等の賃金が3,645万3,576円。それから、法定福利費1億2,631万4,606円となっております。

それから、(2)の材料費の1億2,827万6,509円でございますが、主なものは注射薬等の薬品費で7,475万5,443円でございます。

(3)経費 1 億3,809万2,115円の内訳の主なものは、水道・電気料の光熱水費に1,176万651円。それから、A重油・LPガス等の燃料費1,011万4,267円。それから、病院の寝具等の賃借料1,156万3,636円。それから、医事業務等の委託料8,001万4,270円であります。

それから次に、3の医業外収益でございますが、(1)の受取利息配当金から(5)のその他医業外収益まで合わせて4,328万2,381円となっております。うち、(2)の他会計負担金2,342万円は、企業債利息に要する経費と高度医療に要する経費として。

それから、(3)の他会計補助金1,529万円は、共済組合追加費用と医師及び看護師等の研究・研修に要する経費として一般会計からの繰入金であります。

これに対し、4の医業外費用につきましては、(1)から(4)までの雑損失まで合わせて2,908万3,382円となりまして、医業外利益は差し引き1,419万8,999円となっております。

それから、(2)の繰延勘定償却の84万6,967円でございますが、これは、後で説明いたします資本的収支予算で医療機器購入時に支払った消費税分について費用化したものです。

それから、(4)の雑損失1,263万7,563円については、収益的収支予算に伴う消費税を費用化したものでございます。この結果、経営利益は医業利益と医業外利益を合わせて、4,579万539円の経常利益となります。

それから、5の特別損失、(1)過年度損益修正損には、診療報酬請求に伴う査定額の返戻金14万606円と、それから患者一部負担の未収金1,299万4,692円の不納欠損処分をしてございます。これらがありましたが、当年度の純利益は3,265万5,241円となりまして、19年度は黒字決算となっております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。282ページと283ページをお開きください。資本的収入の1項企業債でございますが、これは、検査用の器械等購入に伴う借入金として3,950万円。

それから、2項出資金は、企業債償還の一部として一般会計からの繰入金として2,336万円。

それから、3項の繰入金は、検査用器械等購入に伴う国庫補助金分として、国保特別会計からの繰入金682万5,000円となります。収入合計は、6,968万5,000円となります。

それから、次のページの支出でございますが、1項建設改良費の器械及び備品購入費については、検査用器械等購入費として4,428万円。

それから、2項企業債償還金は企業債償金として4,054万9,902円と合わせますと、8,482万9,902円を支出いたしました。なお、その差し引き不足額1,514万4,902円につきましては、過年度損益留保資金で補填をいたしてございます。

次は、貸借対照表の主なものについてご説明いたします。すみませんが、274ページにお戻りください。274ページの資産の部、中段にあります2の流動資産(1)の現金預金でございますが、20年3月末で5億1,446万9,706円となっております。

それから、次のページ、275ページでございますが、資本の部上段にあります5、資本金、(2)借入資本金でございますが、イの企業債の残高は3億3,222万2,512円となっております。この明細につきましては、284ページから285ページに掲載してありますので、後でござらんいただきたいと思えます。

19年度は前年度の決算と比較いたしますと、純利益で約2,271万円ぐらいの減となっております。これは平成19年度において、外来収益の減と患者一部負担の未収金の不納欠損等が主な要因となっております。また、患者の利用状況であります、入院患者数については2万3,484人で、前年度より581人の減となっておりますが、病床利用率については97.2%となっております。それから、外来患者数については5万3,251人で、前年度より1,926人の減と、1日平均181人の患者数となっております

以上で、名川病院事業会計決算の説明を終わります。

○委員長(河門前正彦君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。10番、工藤幸子君。

10番(工藤幸子君) ページ数272ページです。この中の2の医業費用、(1)給与費とありまして、6億1,896万9,994円とあるわけですが、この中にはいろいろ入ってはいると思えます。特に看護師とか医師数、特に医師、お医者さんの数はどのくらいおられるのか。と言いますのは、日中の診察ですとふる回転しているかもしれませんが、夜間の受付はお医者さん、出張医さんとかそういう状態なのか。受付ができない状態のようで、ですから医師数はどれくらいになってどういう状態なのか、その辺をご説明いただきたいと思えます。

○委員長(河門前正彦君) 名川病院事務長。

○名川病院事務長(坂本好孝君) (1)の給与費6億1,800万余のやつでございますが、これは、医師及び看護師、それから事務職員合わせた給与と手当の額がこうだということになってございます。

それから、医師につきましては、名川病院は現在常勤が5名の先生がおって、5名の先生方が日直、宿直をやっていただいております。その他にパート医師で弘前大学の付属病院の方から土曜日、日曜日に応援をいただいて、宿直、日直をやっていただいて救急患者等に対応していただくという形で進めております。

それから、専門医師の外来分ということで、労災病院さんの方から整形外科と泌尿器科、眼科、隔週で月お願いしているという状況でございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。10番、工藤幸子君。

10番（工藤幸子君） ということは、夜間の診療もできるという状態でございますか。

○委員長（河門前正彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） 日常、常勤の先生方が当直やってますので、夜間の緊急患者が来ればそれに対応はできる。土日については、先ほどお話ししました弘前大学の付属病院の方からパート医師の方を応援していただいて、その方々も泊まりをいただいておりますので、夜間は救急患者の対応はできるという状況になってございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。4番、根市勲君。

4番（根市勲君） 数字で見れば黒字になっておりますけれども、おれは名川病院の前の家ですから、三、四年前から患者数が減っているその要因は何になるか。これから新しい建設に向けて将来に向かっていくんだけれども、この増加、これをどう対応しているのかその辺を聞きたいなあと思って。よろしいでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） 今根市議員がおっしゃるとおり、ここ何年間外来患者数等が減ってきているというのが進んでおります。確かに、病院としてもそれはやはり人口も少なくな

っているし、それはやむを得ないのかなということにとらえていますけども。ただ、患者数が減っているから何とかしなければならないということで、医業外収益ということで公衆衛生活動費ということで、健診事業とかそれから予防接種、それから、若年性の成人病予防健診とか、これは中学生ですけども、それらのことに力を入れてその健診で異常が出たものはできれば名川病院の外来の方にまわっていただきたいというようなことで、そういう健診とそれから介護事業ですか、そちらに力を入れながら、今現在人数は減っている外来収益のカバーをしているというのが現状でございます。先生方もいろいろ入院についての加算が付けるものは随時洗い直しをしながら、加算が付けるものには付けて、医業の収益を上げるような努力をいただいているのが現状でございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。4番、根市勲君。

4番（根市勲君） ご答弁ありがとうございました。

先ほど工藤議員が述べられた緊急に対応しておりますということでお話を聞きましたけども、二、三日その緊急でみられたら、診察を受けていないと緊急で来ても受け入れないとそういう噂も聞いております。その辺はどうなっているのか。

○委員長（河門前正彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） 診察をしていないと受け入れないということで初めて聞くんですけども、従来はうちの病院で対応できるものは緊急で来たものについては対応していると私は思っております。ただ、専門的な、例えば脳疾患とかそういう緊急に手術が要するものについては、救急車が来る前に事前に電話が病院に入るわけですので、病状等聞きながらそういうものについてはうちの病院を経由しないで八戸市民病院の救急センターとかと連絡取って、そちらの方に搬送していただいているというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

13番（川守田稔君） 苦しい経営の中で黒字決算を行っているということは、大変なことなんだろうとご推察するんですが、私のようなひねくれ者はですね、違う考え方をするんですよ。というのは、病院が黒字になるというのはそれを支える保険制度からの繰り入れがあるわけですし、もちろん患者負担分もあるんでしょうが。例えば、国保の予算の金額の方が増えてしまうとかですね、結局、これもいわゆるバランスシートなわけです。はたしてどっちが、公立病院が黒字であることの方が価値があるのか、それとも患者も減少している中でですね、例えば、それぞれの国保であれ社会保険も入るんでしょうし、包括医療ということになると介護保険ということも関わってくるんでしょうが、そっちの方の予算が金額が減りましたという、どっちの方が正常なんだろうと考えるとですね、町民にとっては幸福なんだろうかという自治体病院は赤字でもしょうがないじゃないかという、こういう言い方はちょっと失礼なのかもしれませんが、患者が減る中で医業外やら、もしかしたら、その間にはちょっと過剰な治療があるんじゃないのかとかそういったことも勘ぐってしまうわけですよ。そういったことを含めると、自治体病院が必ずしも黒字である必要はないんじゃないのかなという気がするんです。そういうものの考え方というのはどうなんでしょうか。ご所見を伺いたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 病院が黒字になれば国保に影響あるというのは確かではありますが、一つの病院に限らずに他町への病院、多受診等が多いと、それが一つの国保を圧迫する原因となっております。高度医療を続けることによって大変国保が負担になりますけれども、名川病院等で今進めている当町で委託している健診等で早期発見をし、適正な医療をすることによって国保会計にも負担は少なくなるし、病院はそこそこの経営が成り立つということでマスタープラン等も考えておりました。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） 先ほどの公立病院、赤字経営でしかるんじゃないのかという話ですけども、県内28自治体病院あるわけですけども、そのうちほとんど赤字経営なわけですね。ちなみに黒字経営がなされている自治体病院が8病院というような県内の状況です。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

13番（川守田稔君） 有谷課長が申すのもごもっともです。それも踏まえてのことです。何でもこういう言い方をしたかというのは、メタボの件で一般質問したこともあるんですが、しからは、予防の医学というのが言われ始めてもう20何年以上もなるわけなんです、それぞれの施策が医療費の抑制を踏まえて、医療費の抑制というその結果をもたらして来たのかといったら疑問なところがあるんですよね。実態はどうだったんだろうという、誰もこうですとは多分言えないと思うんですが。ですから、そういう黒字であることにきゅうきゅうとして、つじつまあわせをするような姿勢がもしあるのであれば、ちょっと違うんじゃないのかなというそういう可能性を考えての発言でございました。ありがとうございました。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり認定されました。

ここで3時20分まで休憩いたします。

（午後3時09分）

○委員長（河門前正彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時21分)

議案第82号から議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(河門前正彦君) お諮りいたします。

この際、議案第82号から議案第84号までの平成19年度南部町公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業の特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(河門前正彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号から議案第84号までの議案3件を一括議題といたします。

本案について順次説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長(小野寺直和君) それでは、議案第82号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入の方の292ページ、事項別明細書で説明をいたします。1款1項1目下水道事業国庫補助金でございますが、1億3,517万6,000円となっております。

次に、2款1項1目の一般会計繰入金でございますが、732万3,000円となっております。

次に、とびまして5款町債、5款1項1目の下水道事業債は1億3,510万円。合わせまして2億7,917万5,068円となっております。

次のページをお願いいたします。歳出を説明いたします。1款1項1目公共下水道建設費でございますが、13節の委託料9,897万3,000円でございますが、このうち、210万を繰り越すものでございます。

次に、15節工事請負費でございますが、1億5,982万3,500円。このうち、1億2,255万円を繰り越すというものでございます。

次に、補償費でございますが、420万の予定でございましたが、これはN T Tのケーブル移設ということで翌年度に420万を繰り越します。合わせまして、総額2億7,847万5,934円のうち、繰越明許費が1億2,890万円となっております。

続きまして、議案第83号、平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

304ページをお開きください。歳入の主なものを説明いたします。3款1項1目の農業集落排水事業県補助金でございますが、3億4,180万円となっております。

次に、4款1項1目の一般会計繰入金でございますが、1億3,598万円。

続きまして、7款町債でございますが、3億6,570万円。

次のページをお願いいたします。合わせまして8億8,087万9,078円となっております。

次に、歳出の方でございますが、2款建設費、1項1目の施設建設費でございます。次のページをお願いします。13節委託料3,025万500円。うち、繰越明許費が540万8,000円としてございます。

次に、15節工事請負費6億6,568万8,100円。1億7,090万円を翌年度に繰り越します。

次に、公債費でございますが、1億2,630万6,419円。合わせまして8億7,904万752円。うち、繰越明許費が1億7,800万円となっております。

次に、議案第84号、平成19年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

320ページをお願いいたします。1款1項1目の水道使用料でございますが、39万1,940円、水道使用料でございます。

次に、2款1項1目の一般会計繰入金72万2,000円。合わせまして111万4,372円。

次に、歳出の方でございますが、1款総務費、1項1目の一般管理費でございます。主なものは委託料98万3,950円。水質検査と水道料検針でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。10番、工藤幸子君。

10番（工藤幸子君） 管梁埋設工事の後ですけども、掘った後にふたしたコンクリートじゃなくてアスファルトですか、四、五センチぐらい陥没して、雨が続けているもんですから一生懸命水を跳ねて、それこそ、車が通るといふ状況の場所があるので、そこをちょっと見ていただきたい。19年度はもう終わったからあれでしょうけども、20年度に向けてでもいいですから、ちょっと現場を検証してほしいなとこう思っています。

○委員長（河門前正彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） このお話は6月の議会の一般質問にも出たことだと思いますけども、今年度に工事を予定しておりまして、既に発注しております。ただ、南部地区のお祭り、それから、フェスティバルの関係で延びてございましたが、それも終わりましたので、だいたい手がつくと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

10番（工藤幸子君） よろしく願いいたします。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

13番（川守田稔君） 簡易水道事業でちょっと伺いたいことがあるんですが、クリプトスポリジウム対策の施設はまだ動いているかと思うんですが、勘違いしてもらいたくないのは、取っ払えとかということではありませんので、その上で伺いたいんですが、クリプトスポリジウムでその水を飲んでいた方が、過去において激しい下痢を起こしたりとかそういった事例はあったわけなのでしょうか。どうだったのでしょうか。大抵東南アジアとか行って、生水飲んですごい下痢を起こすというのが、このクリプトスポリジウムの症状なわけなんですけど、どういう経緯でもって、クリプトスポリジウムの対策をするようになったのかというところをちょっと伺いたいです。

○委員長（河門前正彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） クリプトが入っていたことによって被害があったという、私も4月からなったあれですので、二又の簡易水道のことです。ちょっと話は聞いてございません。過去にそういう例があったのかどうかもわかりません。

ただ、基準によっては是正しなければならないということになってございますので、この二又の簡易水道においても、今後だいたい23年度を目途に八戸水道企業団の水に変えていくという予定になってございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号から議案第84号は原案のとおり認定されました。

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第85号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 議案第85号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

326ページをお願いいたします。歳入についてご説明します。一番下の欄ですが、歳入合計の予算現額の合計32億1,206万4,000円に対し、収入済額は31億6,597万9,488円となりました。歳入の主なものでございますけども、1款1項の受託金、これは受託販売代金として買受人等から納めていただくものですが、29億574万1,132円。

それから、2款1項の使用料、これは市場施設の使用料を利用者から納めていただくもので、1,053万4,140円。2款2項の手数料、これは、受託販売代金の7%を生産者の皆さんから納めていただくものですが、2億309万4,816円。

3款は、一般会計からの繰入金や前年度からの繰越金など、合計で4,660万9,400円となっております。

次に、1款の収入未済額の欄の1,187万6,932円についてご説明いたします。これは、過年度分の受託販売収入の未済額でございますが、この未収金問題については、現在、関係者のご理解により代物弁済していただいた土地がございますので、町有財産の管理を担当している財政課と一緒に、早期に売却処分し、未収金に充てるよう努力しているところでございます。これまでに問い合わせは数件ございましたけども、今日現在、まだ売却には至っておりません。

328ページをお願いします。歳出についてご説明します。一番下の欄ですが、歳出合計の予算額総額32億1,206万4,000円に対し、支出済額は31億3,375万1,489円で、執行率は97.6%となりました。

歳出の主なものですが、1款1項の受託費、これは受託販売代金として生産者の皆さんにお支払いする代金ですが、29億573万9,623円。

2款1項の市場管理費、これは市場職員の給料や市場施設の維持管理などに要する経費でございますけども、1億7,340万6,187円。

3款1項の公債費、これは過年度において市場整備に要した借入金の元金と利子を合わせたものでございますが、5,460万5,679円などが主なものでございます。歳入歳出差引残額は3,222万7,999円となりました。

次に、資料を配布しておりませんが、19年度のおおまかな市場の販売概要について、前年度と比較し、ご説明したいと思います。

まず、出荷量の状況ですが、前年度より減となりました。前年度の実績1万8,896トンに対し、率にして3.4%、量にして644トン少ない1万8,252トンとなりました。

次に、総販売額ですが、前年度より増となりました。前年度実績24億6,500万円に対し、率にして17.8%、額にして4億4,000万円増の29億500万円となりました。町営市場では取り扱い品目を52種類に分類し、いろいろな統計数字に活用しておりますけども、52種類のうち、前年度より増となったものが26種類、反対に減となったものは同じく26種類ありました。販売額の増となった主なものでございますけども、果樹関係では、市場で取り扱い量の一番多いリンゴは前年度より2,100万円増の9億5,200万円となったほか、サクランボ、ウメ、ブドウ、ナシなどの果樹は全般的に前年度より増となりました。また、野菜関係では、ニンニク、長イモは、対前年度比1億円以上の増となったほか、特産のネギも対前年比3,200万円増の1億2,500万円の販売額となりました。反対に減となったものは、ニンジン、ハウレンソウ、干しガキ、カボチャなどで、前

年度より300万以上の減となりました。

次に、平成19年度において、新たに取り組んだ2件の事業についてご説明いたします。

1つは、買受人の方々を対象とした農産物の生産情報懇談会を年に数回開催することにいたしました。開催の目的でございますけれども、農産物の作柄や生育状況、出荷時期などを買受人の皆様にもって情報提供することにより、いろいろな情報を共有できるほか、買受人の方々は、いろいろなところから早めの注文をとることができるようになったと好評を得ております。

もう1つは、3年間の継続事業であります、がんばる地方応援プログラム事業に着手いたしました。事業の内容は、糖度測定機により測定したリンゴを仲買人を通じて販売するというものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番、馬場又彦君。

○11番（馬場又彦君） 明日、また、補正があるんですけども、前もってお聞きします。今年度、様々な作物にひょうの害があったんですけども、今、現在、モモとかナシとか出ていると思えますけども、そういう作物が、どういう販売になっているのか。

また、今後、リンゴとか出てくるわけですけども、業者と市場側とどういう対策を、もし講じて、今後、対策を講じるのであればどういう対策があるのかお聞きします。

○委員長（河門前正彦君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） お答えいたします。

まず、ひょうの害に対する販売の状況ということでございます。ナシ、モモとも、大変、被害、ひょうの害それから霜の害そういったものがみられました。それで、価格の方ですけども、私たちが当初想像していたよりは、一定の値段で販売できているのかなという感触をもってございます。リンゴにつきましては、青森県のりんご販売対策協議会という会があります。そこで、先般、ひょう太君という標語を使って、統一して販売していこうということになってございます。

私共も、今、健全化、通常の立派なリンゴをですね、それと、そのひょうとか霜の害が混入して全体的に価格が下がらないように、なんとか生産者のみなさんにもご協力いただいでですね、

良いものは有利に、また、ひょう害があったものでも、生食のものはできるだけ生食で販売できるように、手助けをしながらがんばっていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 昨年に比べて、4億の増、だいたい17%ということでしたけども、4億増収して17%ですと、一般会計から3,300万繰り入れしてるんですが、長期的に考えて、そうやってがんばっていただいでいくうえで、一般会計からの繰り入れも将来的にこれは少なくなっていくのかっていうあれがあるんですけども、努力、大変努力して、こうやって増収増益している中で、そうやってやっていけるのかどうか。市場側は、そういう長期的な計画をもっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） お答えいたします。

4億円ほど伸びて、一般会計からの3千数百万の繰り入れをしてると。長期的にみてどうなのかということですよ。

まず、一番私共が考えてるのは、生産者、買受人の方々いろいろ懇談会とか情報交換をもっています。その中で、今、要望されているのは、冷蔵施設もしくは低温売場の設置、そういったものをぜひ検討してもらいたいということを強く要望されています。

その他に、市場にはいろんな施設があります。例えば、旧卸売場それから仲買人の方々が入っているマーケット、そういったものも相当の年数が経って傷んできております。そういったところの補修、そういったものを計画的にやっていくためには、どうしても町の方からも一定の額を繰り入れしてもらって、私共も長期的な目で見えてですね、その余剰金っていうとおかしいですが、そういったものを常に、計画的に補修もしくは整備を図っていきたいというふうに考えてございます。ですから、繰り入れは減額するのではなくて、一定の額でお願いをしていきたいというふうに考えてございます。

それから、もう1点説明が不足でございましたけども、去年よりも4億伸びたというのは、実は、去年、一昨年、2年続けて25億円前後で大変悪い状況が2年続いたんです。これは、私共の

市場だけじゃなくて、県内の市場、全国の市場とも同じような状況でございました。価格が大変落ち込んでですね、大変な苦勞をした年でございましたけども、そういったことを考えると、不測の事態というのはこれからも、実は発生するのではないかという懸念をもっています。

あわせて、この間、全国の市場の方々と懇談する機会がありました。お盆前とお盆後、8月の15日の前と後の話がちょっと出まして、いろいろお聞きしたら、値段の動きがほとんどないと、荷物が動かないという、大変厳しい状況が全国で起きているそうです。原因は、いろいろ考えられます。灯油高もそうでしょうし、価格もそうだと思います。そういったことで、私共とすれば、一定のルールをもって、一般会計の方から繰り入れを計画的に入れてですね、整備を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 一つ伺いたいのは、相対取引のどれぐらいの割合であるのかなということとですね、食の安全安心に関してという、これは農薬の残留検査ですか、それで、それとは別にですね、そういった、一般質問にも関連するんですけども、そういったことを仲買人ですとか取引の相手方から要求されるような事例はあるのか。

それからですね、この中の大半が、大半って言いますか、輸出向けに行き先がわかってですね、出荷されていくリンゴであれなんであれ、そういったものが南部市場が把握している部分があるものかどうか伺いたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） お答えいたします。

最初に相対の割合でございますけども、うちの方は99%競り売りをしてございます。あとの1%と言いますのは、下りものを若干扱ってまして、それらはもう値段を提示して相対で取引するものもでございます。それ以外はほとんど市場で、地場産としての市場はすべて競りで行っているという現状でございます。

それから、食の安全安心についてでございます。私共は1年間に10種目、数は大変少ないんですけども、残留農薬検査を行ってきました。過去2年やって、今年で3年目になります。これま

で、20数例を食の安全安心の関係で、検査、残留農薬検査をしまいいりました。結果はですね、残留はほとんどないんですよ。結果は、ほとんどないです。ただ、若干あったのはありました。ただ、それは、一定の基準以下のレベルで検出されたということで、影響はないというふうな報告を受けています。

それから、そういったものの取り扱いですけども、特に、加工業者です。そういったところは、例えば、ウメの加工、ブドウそれからナシ、モモもそうです。そういったところの会社、加工会社さんに納めている業者もうちの方には何社もあります。そういったところから、うちの方の結果はどうでしたかという問い合わせがあって、証明書をコピーして出してます。

それからあわせて、うちの方から買った方々も自前で検査をしてですね、1件当たり10万円前後かかっていると思いますが、そういった経費をかけて、今、食の安全安心のために取り組んでいる状況でございます。

それから、輸出に関しましてですけども、おそらく、現在南部市場経由で外国に行っているものはほとんどないというふうに考えてます。ただ、旧南部町ではですね、台湾向けに若干輸出したことがあります。そういったことはまだ続いていると思いますけども、そういった生産者が独自で生産組織を作って、輸出しているということで認識しています。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。10番、工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 土日、旗日、その他休日等におきまして、ジャックドセンターなどもだいぶ直販場が繁盛して、駐車場に入りきれなかったというくらい人が直販場に集まる。そういう販売額に関しても大幅に上昇して、大変な状況を示しているというそういう中で、市場はそういうふうないいい意味で、その直販場とどういうふうにタイアップしながら、市場も伸ばしていかなければならないということを思っておられるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） お答えいたします。

直販、生産者によります直販販売場が方々にできてきているわけですけども、おそらく金額は聞くところによれば、10万円近くに達してるという、総合すればですね、うちの方の市場に影響

するところではそういったものが考えられていますけども、うちの方の場合は、加工品から本当の品物の良いもの、そういった幅広い取引ができるわけです。直販の場合は、ある程度数も数量も、おそらく一つの生産者っていうのは、何十個とかそういう単位で販売してるんだと思います。うちの方の場合は大量に販売ができますので、そちらはそちらで頑張ってください販売してもらおうと。私共は私共で頑張っ大量に販売できていくというふうに考えてございます。

ただ、ある買受人の方が言うには、産直施設で、例えば、例をハウレンソウにとります。100円で値をつけて販売しているとすれば、市場では市況もありますけども、120円、150円というのはたまに出ます。そういったことを考えればですね、生産者の方々も、値段の動きはなかなか難しいと思いますけども、敏感に感じてですね、それなりの価格で販売していかないと、全体の値段が下がってくるんだよなど、そういう話を聞いたことがございます。十分、お互いに連絡をしてですね、やっていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） なんか、委員長においては、あんまり質疑しないでくれというようなところがあるようでして。

○委員長（河門前正彦君） いえ、そんなことはありません。

○13番（川守田稔君） 迷惑を省みず再質問させていただきます。先ほどの続きなんですけれど、去年、太田市場にちょっと行ったことがあるんですね。太田市場に行ってみますと、全部の方がそうなのかっていうとよくわかりませんが、生産履歴ですとかですね、それに足りるようなデータに関しては、なんか携帯でもう確認してるんですよ、その場で。携帯なんですよ。QRコードであれ何であれ、携帯サイトに直接。そうやってですね、価格が高い価格であれしているのかどうかはまた別にしてですね、そういうタイミングで確認し合っ取引が成り立っているようなところがあるなって見てきました。それで、ということですね、なんか、その太田市場と南部市場がどういう関係なのかというのはまた別な問題としてなんですけども、結局、わざわざ、じゃ、ちょっと待ってと、事務所に行って南部市場に電話をかけて、これはどうなってるのよという、なんかそういう段を踏むようなことっていうのは、なんかスムーズないい取引の、もう流

れではたぶんなくなってるんだらうなっていう、勝手に私が思っているようなところがあるんですけども、そういうところを含めて、やっぱりそういうお手本があるのであればですね、そういうことを考えていく必要があるのではないかと考えてきた、感じて来たものですから、今の質問をしたんですが、どんなものでしょうか。そういったことを統一した形で、南部市場として、その情報公開としてできるものなのかどうか、お考えはあるのか。

○委員長（河門前正彦君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 生産履歴等を農産物に表示する、もしくはその個体ごとにですね、例えば、リンゴ1個ごとにつけていくという、いろいろなケースが考えられます。いずれにしても、予算もお金も相当かかることになります。それから、生産者のそういった、なんと言いますか、能力って言えばおかしいですが、そういう意欲って言いますか、そういったことが本当に協力してもらえるかどうか、そういったところも出てくると思います。

ただ、私共は今一番心配されるのは、例えば、南部市場に出荷されたリンゴの中で残留農薬が検出されましたと。どこかで報道された場合に、南部市場経由の全ての農産物がストップされる可能性はあります。それを最小限に食い止めるために、私共は今生産者をお願いしているのは、1箱ごとに生産者番号の表示をお願いしています。保健所等に問い合わせたところ、生産者が特定できるのであれば、その生産者のみを指導して用は済みますよということも言っていますので、今現在は、生産者番号を1箱ごとに表示してもらっているということです。

それから、先ほど安全安心の農産物のところで、残留農薬の検査をしているということを言いましたけども、あわせて私共も、防除組合、もしくは数個の協同で防除している、そういったところを中心に、なるべく生産履歴を徴収するように協力をいただいて、あわせて保管しております。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(河門前正彦君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(河門前正彦君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第85号は原案のとおり認定されました。

議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(河門前正彦君) 議案第86号、平成19年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(大久保均君) 議案第86号、平成19年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

346ページをお願いいたします。歳入であります。2款1項1目一般会計からの繰入金として1万円を繰り入れしております。

次に、3款1項1目の繰越金であります。1,844円。合計、1万1,844円となっております。

次のページをお願いいたします。歳出であります。1款1項1目9,864円を支出済みであります。需用費といたしまして、光熱水費として支出しております。これは、福地工業団地の街路灯の電気料であります。

説明を終わります。

○委員長(河門前正彦君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第86号は原案のとおり認定をされました。

議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第87号、平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出
決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（神山不二彦君） 説明の前に、少し概況をお話しさせていただきたいと思
います。当施設なんですけども、入居サービスと通所デイサービスというのを行っております。
それぞれの定員ですが、施設が70床、これはベット数でございます。それから、通所が15人とな
っております。19年度実績でございますけども、平均で施設サービスの方が64人、通所サービ
スの方が10人となっており、利用率は施設サービスで93%、通所サービスで65%となっており
ます。近年の傾向なんですけども、高齢化してきているということ。うちの施設でだいたい平均で84歳が平
均でございます。などで介護度が高くなりまして、食事、入浴等日常生活動作が低くなっており、
全介助を必要とする方が多くなっています。

2006年の事業者の介護報酬の引き上げがあったわけなんですけども、これによりますと人手不
足、あるいは規制強化などによりまして、導入以来、介護事業の倒産が最悪となっております。
当施設においても原油の高騰に伴う暖房、給湯等の負担増により、大変厳しい現状となっております。

それでは決算の説明に入らせていただきます。

議案第87号でございます。最初に歳入の方を説明させていただきます。354ページお願いいたします。

1 款のサービス収入でございます。これは、介護保険から国保連から入る収入でございます。2 億3,280万8,875円、前年比で3 %の減となっております。

それから、2 款の分担金及び負担金。これは、入所者から入るものですが、5,994万8,540円、前年比で4 %の減です。

それから、3 款の使用料及び手数料でございます。使用料というのは、当施設と近接しております南部病院の貸借等から入る使用料。それから、手数料というのは理容、床屋代の手数料でございます。これが、405万8,163円、前年比8 %の減です。

それから、繰入金金が7,700万3,000円、前年比7 %の減です。このうち、6,200万は起債の償還に充てられるものでございます。繰越金として、571万4,250円。

それから、諸収入でございますが、これは雑収入、電話賃とか選挙の委託料。それから、主治医の意見書の費用。それから、医師の派遣料等が入っております。これが、343万4,968円でございます。合計で3 億8,296万7,796円、前年比1 %の増となっております。繰入金を除いた歳入合計でございますが、3 億596万4,796円で0.3%の増となっております。

それでは、続きまして歳出の方を説明いたしたいと思っております。356ページをお願いいたします。

歳出の状況でございます。1 款でございますが、総務の中には一般管理費と療養費が含まれております。その合計で支出済額でございますが、3 億1,826万8,272円。増減率は前年比マイナス1 %でございます。

それから、公債費でございますが、6,231万9,606円。これは、前年対比同じでございます。合計3 億8,058万7,878円、前年比マイナス5 %でございます。公債費でございますが、これは償還に充てられるものですが、平成3年から32まで10年据え置き償還でございます。元金が7 億5,800万円、利子につきましては10億4,608万6,791円でございます。

それで、363ページをお願いいたします。363ページの12節役務費でございます。その中で、一番右側の方の三番目取り付け撤去手数料というのは、クリスマスツリーとタイヤの着脱料でございます。

それから、簡易水道検査手数料でございますが、これは貯水、一度圏域水道からの水を貯めてそれをまた送水してございますので、簡易水道扱いということの検査手数料でございます。

366ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が3 億8,296万

7,000円、歳出総額3億8,058万7,000円、差引額でございます、238万円となっております。実質収支額は、繰り越すべき額がございませんので238万円。これが、翌年度に繰り越す額となっております。

以上簡単ですが説明とさせていただきます。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。10番、工藤幸子君。

10番（工藤幸子君） 老健なんぶ、毎年一般会計から多額の繰入金があるわけですが、この状況を見ても、クリスマス用に5万なんぼもかけるというそういう状況だとななるのかなあと思ってみたり、非常に無駄遣いがあるのではないかなあと思うんですけども、今の事務長さんはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（神山不二彦君） 昨年来計画書を作りまして、これからいかにして収入をふやしていくか、それから、歳出を抑えていくかというのを運営会議及び各委員会で話し合いまして、一人一人意見書を出させてもらっております。それにつきまして、計画書を作りまして、これからの計画目標をこしらえてございます。詳しくは細目ごとにいろいろな薬剤費が高騰しておりますのでその削減のための方策とか、あるいは、入居者に対する空きを作らないためにどうすればいいのか、協力病院とか名川病院との協力態勢。それから、入所者の回転率の問題、そういうものを見直す。

後は、先ほどちょっと出てきましたけども、赤字云々ということは別に、入居者に対するサービス向上のためにはいかにしてやっていけばいいのかということで、その業務委員会等を通じまして、業務体制の見直しというものにも今とりかかっている最中でございます。

そういうことをご理解願いたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。工藤幸子君。

10番（工藤幸子君） そのたぐいなものというのは言えばなんですけども、お掃除にしても工

作物にしても、職員さんから少し協力態勢に入ってもらったらどうですかと思うんですけども、すべて販売しているものばかり購入して取り付けとかそういうことをやっている、こういうふうな金額になるのだと思います節もなきにしもあらず。だから、もう少しやはり経営ということのを頭に置いてもらって、もう少しがんばってもらいたいなあと思いますが、いかがですか。

○委員長（河門前正彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（神山不二彦君） イベント等については、今の7日に秋祭りございますけども、ボランティアの活用ということでボランティアにもお手伝いいただいております。また、平日頃の給食活動、あるいは清掃奉仕活動でもボランティアの方、それから作業療法の分野にも加わっていただきまして活用しております。あと、民間団体として、いろいろな学校等からの清掃活動とかそういうものも協力していただいております。あと、先ほどツリーの話が出ましたけども、クリスマス等のイベントについては、職員がボランティアで出て活動しております。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり認定されました。

議案第88号から議案第92号の上程、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） お諮りいたします。

この際、議案第88号から議案第92号までの平成19年度南部町各財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号から議案第92号までの議案5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案について説明を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号から議案第92号までは説明を省略することに決しました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号から議案第92号は原案のとおり認定をされました。

閉会の宣告

○委員長（河門前正彦君） 以上で本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

8月29日に付託されました平成19年度南部町各会計歳入歳出決算認定につきましては、委員各位には長時間にわたりまして、終始熱心なご審査を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、町長初め、監査委員、担当課長の皆様には、審査の円滑な運営にご協力をいただきまして、ここに改めて御礼を申し上げる次第でございます。

本委員会の日程は全部終了したわけでございますが、その間、ふなれな私に対してお与えをいただきました温かいご指導、ご協力に対しまして感謝をいたしますとともに、多々ご迷惑をおかけいたしましたことにつきましては、深くおわびを申し上げ、まことに簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして決算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後4時13分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

決算特別委員会委員長 河門前 正 彦